



119情報

区連会 5月定例会
令和8年 5月21日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況 ※焼損面積は1㎡を満たない場合は切り捨てて表示しています。 都筑消防署

区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		4月	累計	4月	累計	
火災件数 (件)		2	15	3	14	1
火災種別	建物火災 (件)	1	10	1	5	5
	車両火災 (件)	0	1	1	4	△3
	その他の火災 (件)	1	4	1	5	△1
焼損面積 (㎡)		0	255	47	146	109
死者 (人)		0	0	0	0	0

【4月中2件】 18日 折本町 その他火災
23日 池辺町 建物火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら #7119



区分 / 年別		令和8年		令和7年		累計前年比 増△減
		4月	累計	4月	累計	
救急件数 (件)		787	3,404	770	3,487	△83
救急種別	急病 (件)	544	2,372	523	2,477	△105
	交通事故 (件)	46	176	36	140	36
	一般負傷 (件)	142	639	165	652	△13
	その他 (件)	55	217	46	218	△1

※数値は速報値のため、変更になる場合があります。

2026年度の全国統一防火標語が決まりました！

「火の確認 いい日を支える いい習慣」

全国統一防火標語とは...

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図ることを目的として、消防庁が一般社団法人日本損害保険協会との共催で、全国統一防火標語を作成しております。



住宅用火災警報器は**10年**を目安に

点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
までお問合せください

☎045-945-0119

都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

令和8年度都筑区
家庭防災員研修を
開催します

この研修は、今後発生が危惧される大規模災害による被害を軽減するための「自助」とともに「共助」の知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。※無料

受講対象者

受講対象者は都筑区在住で満15歳以上の方

申込方法

個人からの応募又は自治会・町内会からの推薦
(詳細は下記消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。)

研修内容

区分	日程	会場
救急/災害図上	令和8年10月16日(金)	都筑消防署
	令和8年10月17日(土)	
防火/防災/ 風水害	令和9年1月29日(金)	横浜市民 防災センター
	令和9年1月30日(土)	



お問い合わせ 都筑消防署総務・予防課予防係 ☎ 045-945-0119

都筑消防署 家庭防災員研修

検索

又はこちらを読み込んでください



自治会・町内会長 各位

令和8年度都筑区家庭防災員研修の受講者推薦について（御依頼）

令和8年度都筑区家庭防災員研修を次のとおり実施いたしますので、研修受講者について自治会・町内会からの御推薦をお願いいたします。また、今年度も個人での応募も併せて実施いたします。

- 1 研修日時
資料2を御参照ください。
- 2 研修受講者の要件
満15歳以上の都筑区在住の方（過去に家庭防災員の研修を修了した方も受講できます。）
- 3 御依頼内容
研修受講者をお取りまとめいただき、資料1に必要事項を御記入の上、都筑消防署 総務・予防課宛てに御返信ください。（希望者がいない場合は返信不要です。）
- 4 研修募集人数
各自治会・町内会からの推薦は原則2名までとさせていただきます。個人での応募も含め150名までとさせていただきます。
※各自治会・町内会の推薦が2名を超える場合は、事前に担当者に御相談ください。
※参加者が150名を超える場合は、人数調整のうえ、やむを得ずご参加をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 5 御提出期限
令和8年6月23日（火）
- 6 その他
7月下旬頃に受講者本人あてに研修内容について、郵送にてお知らせいたします。
家庭防災員研修の御案内（回覧用及び掲示板用）については必要部数を別途送付します。
- 7 同封書類
 - (1) 家庭防災員研修受講（推薦）者名簿（令和8年度）【資料1】
 - (2) 家庭防災員研修の御案内（回覧用）見本【資料2】
 - (3) 家庭防災員研修の御案内（掲示板用）見本【資料3】
 - (4) 返信用封筒（切手付き）

お問合せ
都筑消防署 総務・予防課 予防係
担当：大場・今井
TEL・FAX 045-945-0119

自治会・町内会長様ご記入用

令和 8 年 月 日

都 筑 消 防 署 長

自治会・町内会名 _____
会 長 名 _____
電 話 _____

家庭防災員研修受講(推薦)者名簿 (令和 8 年度)

※ 希望者がいない場合、ご返信は不要です。

【推薦者 1】

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 2 2 4 - 都 筑 区
電 話 番 号	ご 自 宅 () 日 中 の ご 連 絡 先 ()

【推薦者 2】

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 2 2 4 - 都 筑 区
電 話 番 号	ご 自 宅 () 日 中 の ご 連 絡 先 ()

※上記に記載された個人情報、家庭防災員研修以外には、使用いたしません。

◎留意事項

- ・満15歳以上の都筑区内在住の方であれば、どなたでも受講できます。
- ・氏名は修了証に記載されますので、楷書で正確に御記入ください。
- ・住所は棟室番号（マンション等の場合）まで御記入ください。
令和 8 年 6 月 23 日（火）までに、同封の返信用封筒にて御返信ください。
- ・その他、御不明な点は下記までお問い合わせください。

都筑消防署 総務・予防課 予防係
電話・FAX：945-0119

令和8年度 家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性が高まっています。この研修は、その知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。

2 研修内容

区分	内容	会場
救急研修 災害図上研修	<ul style="list-style-type: none"> 救急処置要領(AEDを使用した心肺蘇生法など) 地図上(ハザードマップ)から読み取れる情報等から、様々な災害に応じた防災対策を検討する訓練 	都筑消防署
防火研修	火災時の消火要領、避難要領	横浜市民 防災センター
地震研修	地震の知識や対応方法	
風水害研修	大雨や土砂災害発生時の対応訓練	

3 研修日程

区分	日時	会場
① 救急研修	令和8年 10月 16日(金) 9時00分～10時00分	都筑消防署
	令和8年 10月 16日(金) 10時30分～11時30分	
	令和8年 10月 17日(土) 9時00分～10時00分	
	令和8年 10月 17日(土) 10時30分～11時30分	
②防火・防災・ 災害図上・風水害研修	令和9年 1月 29日(金) 9時30分～11時30分	横浜市民 防災センター
	令和9年 1月 29日(金) 13時30分～15時30分	
	令和9年 1月 30日(土) 9時30分～11時30分	
	令和9年 1月 30日(土) 13時30分～15時30分	

※①②それぞれからご都合のよい日時を1つお選びください。①②ともに受講必須になります。

4 受講対象者

都筑区在住での満15歳以上の方であればどなたでも可能です（定員150名まで）。

裏面もあります

5 申込方法

① 電子申請でのお手続き

6月23日（火）までに横浜市電子申請システムから受講登録をお願いいたします。

下記の二次元コードを読み込んでいただくか、下記 URL をパソコンなどで入力し、該当のホームページから受講登録をお願いします。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/735e0392-2c15-47ac-a46b-69233dbfd11d/start>



② 受講申込書でのお申込み

下記のホームページから書式をダウンロードして頂くか、都筑消防署受付で配布しております受講申込書に必要事項を御記入の上、お申込みください。

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

都筑消防署 総務・予防課 家庭防災員研修担当宛

6月23日（火）まで（必着）に FAX、郵送又は直接窓口までお申込みください。

[家庭防災員研修申請書ダウンロードホームページ](#)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/shobosho/tsuzuki/tsuzuki-inf.html>



FAX 番号：045-945-0119

※送信時は番号の確認をお願いします。

6 その他

- ① 研修に参加される際は、公共交通機関のご利用をお願いします。
- ② 研修受講者の方には、7月下旬までに消防署から研修の詳細を郵送にてお知らせいたします。
- ③ 参加者が 150 名を超える場合は、人数調整のうえ、やむを得ずご参加をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

令和8年度都筑区

家庭防災員研修を 開催します

この研修は、今後発生が危惧される大規模災害による被害を軽減するための「自助」とともに「共助」の知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。※無料

受講対象者

受講対象者は都筑区在住で満15歳以上の方。

申込方法

個人からの応募又は自治会・町内会からの推薦。
(詳細は下記消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。)

研修内容

区分	日程	会場
救急/災害図上	令和8年10月16日(金)	都筑消防署
	令和8年10月17日(土)	
防火/防災/ 風水害	令和9年1月29日(金)	横浜市民 防災センター
	令和9年1月30日(土)	



能登半島地震写真

お問い合わせ 都筑消防署総務・予防課予防係 ☎ 045-945-0119

都筑消防署 家庭防災員研修

検索

又はこちらを読み込んでください



令和8年度 家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性が高まっています。この研修は、その知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。

2 研修内容

区分	内容	会場
救急研修 災害図上研修	・救急処置要領(AEDを使用した心肺蘇生法など) ・地図上(ハザードマップ)から読み取れる情報等から、 様々な災害に応じた防災対策を検討する訓練	都筑消防署
防火研修	火災時の消火要領、避難要領	横浜市民 防災センター
地震研修	地震の知識や対応方法	
風水害研修	大雨や土砂災害発生時の対応訓練	

3 研修日程

区分	日時	会場
① 救急研修	令和8年10月16日(金) 9時00分~10時00分	都筑消防署
	令和8年10月16日(金) 10時30分~11時30分	
	令和8年10月17日(土) 9時00分~10時00分	
	令和8年10月17日(土) 10時30分~11時30分	
②防火・防災・ 災害図上・風水害研修	令和9年1月29日(金) 9時30分~11時30分	横浜市民 防災センター
	令和9年1月29日(金) 13時30分~15時30分	
	令和9年1月30日(土) 9時30分~11時30分	
	令和9年1月30日(土) 13時30分~15時30分	

※①②それぞれからご都合のよい日時を1つお選びください。①②ともに受講必須になります。

4 受講対象者

都筑区在住での満15歳以上の方であればどなたでも可能です(定員150名まで)。

裏面もあります

5 申込方法

① 電子申請でのお手続き

6月23日（火）までに横浜市電子申請システムから受講登録をお願いいたします。

下記の二次元コードを読み込んでいただくか、下記 URL をパソコンなどで入力し、該当のホームページから受講登録をお願いします。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/735e0392-2c15-47ac-a46b-69233dbfd11d/start>



② 受講申込書でのお申込み

下記のホームページから書式をダウンロードして頂くか、都筑消防署受付で配布しております受講申込書に必要事項を御記入の上、お申込みください。

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1

都筑消防署 総務・予防課 家庭防災員研修担当宛

6月23日（火）まで（必着）に FAX、郵送又は直接窓口までお申込みください。

[家庭防災員研修申請書ダウンロードホームページ](#)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/shobosho/tsuzuki/tsuzuki-inf.html>



FAX 番号：045-945-0119

※送信時は番号の確認をお願いします。

6 その他

- ① 研修に参加される際は、公共交通機関のご利用をお願いします。
- ② 研修受講者の方には、7月下旬までに消防署から研修の詳細を郵送にてお知らせいたします。
- ③ 参加者が 150 名を超える場合は、人数調整のうえ、やむを得ずご参加をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。

令和8年度都筑区
家庭防災員研修を
開催します

この研修は、今後発生が危惧される大規模災害による被害を軽減するための「自助」とともに「共助」の知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。※無料

受講対象者

受講対象者は都筑区在住で満15歳以上の方。

申込方法

個人からの応募又は自治会・町内会からの推薦。
(詳細は下記消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。)

研修内容

区分	日程	会場
救急/災害図上	令和8年10月16日(金)	都筑消防署
	令和8年10月17日(土)	
防火/防災/ 風水害	令和9年1月29日(金)	横浜市民 防災センター
	令和9年1月30日(土)	



能登半島地震写真

お問い合わせ 都筑消防署総務・予防課予防係 ☎ 045-945-0119

都筑消防署 家庭防災員研修

検索

又はこちらを読み込んでください



令和 8 年度感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に通電を遮断する「感震ブレーカー」の補助制度を、6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、**それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助**します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

都筑区は**重点対策地域がない**
ため、**1/2、上限2,000円補助**
となっております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和8年6月1日～令和9年1月31日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6月1日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 海野、中村
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

感震ブレーカーの設置で地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは **補助** があります!
重点対策地域は **全額補助**! それ以外の地域は **一部補助** します!

神奈川県、神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1** 自宅の「分電盤」を確認
3ページでご確認!
- Step 2** 感震ブレーカーを選ぶ
- Step 3** 電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに!

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線①

1708790

134

東京都豊島区東池袋4-5-2
 株式会社アストロネット行

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
 受託事業者

↑ 折り線②

← 折り線③

必ず折り線に沿って
 折り込みをしして下さい。



送付有効期間
 2027年1月
 31日まで
 (切手不要)



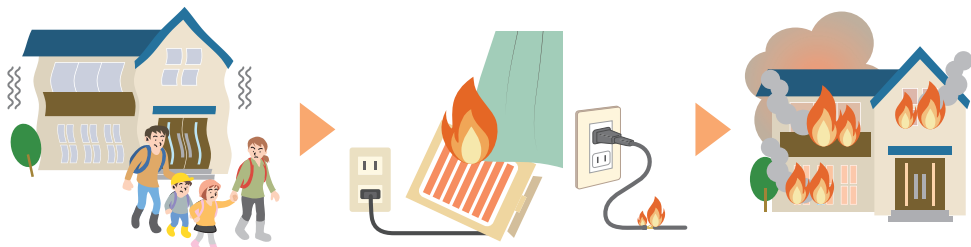
〒	様
住所	
申請者	氏名

↑ 折り線④

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



⚡ 地震発生 停電・避難

🔌 電気の復旧 出火

🔥 火災発生

Point 地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



*出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

Point 感震ブレーカーの動画をチェックしましょう



感震ブレーカーの必要性を、動画で学ぶことができます。(出典：総務省消防庁)



https://www.youtube.com/watch?v=7tYi_BhxH6s

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断器とは異なります。

横浜市の制度を Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

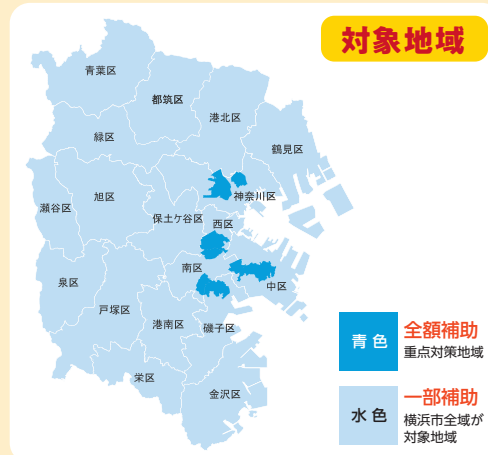
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件
 - 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
 - ア. 65歳以上
 - イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
 - エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となります。

取付代行件数 2,000件（先着順）

対象地域



青色 全額補助
重点対策地域
水色 一部補助
横浜市全域が対象地域

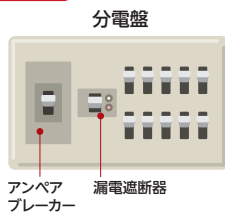
重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区	●西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	露ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	本郷部1丁目	本郷部1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷部2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷部3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本郷部4丁目	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本郷部5丁目	若宮町2丁目
二本樓	浜松町	本郷部6丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本郷部7丁目	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本郷部8丁目	●磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	磯子8丁目	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	岡村1丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	●中区	岡村2丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	岡村3丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	岡村4丁目	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	岡村5丁目	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	岡村6丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	滝頭1丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	滝頭2丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	滝頭3丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	中浜町	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	久木町	久木町
六角橋6丁目	●南区	広地町	広地町
	大岡1丁目	丸山2丁目	丸山2丁目
	大岡2丁目		

Step 1 自宅の「分電盤」を確認する



- 感震ブレーカーがすでに設置されていないか？
- 分電盤にブレーカースイッチが見えなくなる蓋が付いているか？
- 漏電遮断器が付いているか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？

選ぶのにお困りの際は、お気軽にお問い合わせください。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002**
(受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分)

メール yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp

FAX 03-6627-9989

分電盤の写真をメールでお送りいただければ、より詳しくご案内が可能です。



Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

タイプ	ブレーカーを切ることで、家全体の 通電を遮断するタイプ				感震ブレーカーに接続した機器のみの通電を遮断するタイプ
製品	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	zen断+(プラス)	coco断
写真	 製品の詳細はこちら▼	 製品の詳細はこちら▼	 製品の詳細はこちら▼	 製品の詳細はこちら▼	 ※配送のみ、取付代行不可 製品の詳細はこちら▼
正面からの寸法(mm)	縦 145×横 66×奥行き 55	感震部：幅 90×縦 150×奥行き 55 バンド側：幅 55×長さ 150×奥行き 16 ワイヤー長：480	縦 58×横 34×奥行き 28	縦 60×横 50×奥行き 33	縦 97.7×横 55.2×奥行き 32.7
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181	日本防災スキーム株式会社 TEL：047-334-0181
重点対策地域	無償	無償	無償	無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円(送料・税込)	申請者負担額 4,400円(送料・税込)	申請者負担額 2,000円(送料・税込)	申請者負担額 3,500円(送料・税込)	申請者負担額 5,800円(送料・税込)
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	製品表面の両面テープの剥離紙をはがし、製品をコンセントに差し込み、アース線を接続する。または3端子コンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。	製品表面の両面テープの剥離紙をはがし、壁のコンセントに差し込む。本体の LED ランプ(青)の点灯により正常作動の確認ができる。
遮断までの時間	揺れを感じた直後	揺れを感じた直後	揺れを感じた直後	揺れを感じた直後～3分後(30秒毎に設定)	揺れを感じた直後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・感震部が傾かないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤の場合ヤモリ・デ・セットをご使用ください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感震部が傾かないように設置 ・付属バンドで位置を調整 ・ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すとへこむ場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・本体を地面と垂直に設置 ・ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・定格感度電流 30mA以下である漏電ブレーカーが設けられている分電盤のみに作動する ・アース線との接続又は3端子コンセントに差し込みが必要 ・アース線(線・ピン)は着脱式であり、取付時に選択が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・延長コードや卓上電源タップには取付不可 ・本製品に接続された電気機器のみの通電を遮断するため、家全体の通電の遮断はできない。 接続機器の例： 電気ストーブ、ペットヒーター、こたつ等

制度詳細については、横浜市 HP もご覧ください「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

- 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号から
お電話をさせていただきます。



取付訪問

(自己負担額は代引き)
※取付時間は約30分を予定



- 申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- 器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

注意事項

- 配送後、感震ブレイカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレイカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレイカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレイカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレイカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

横浜市防災・危機管理統括本部地域防災課 令和8年5月

第1号様式(要綱第4条関係)

管理番号

横浜市感震ブレイカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレイカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市 区	
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		※お持ちの方のみ	
希望する感震ブレイカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> ヤモリ.....1,800円		<input type="checkbox"/> zen断+ (プラス).....3,500円	
<input type="checkbox"/> ヤモリ・デ・セット.....4,400円		<input type="checkbox"/> coco断.....5,800円	
<input type="checkbox"/> スイッチ断ポールⅢ.....2,000円			
取付代行の希望 (coco断は配送のみです。)			
<input type="checkbox"/> 希望しない (配送) <input type="checkbox"/> 希望する (要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳 (療育手帳) の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付希望日 (取付代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配送後の感震ブレイカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・ 横浜市で実施している感震ブレイカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・ 感震ブレイカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・ 分電盤の経年劣化が原因の故障や不具合については、修理・対応が行われないことに同意します。 ・ 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません (停電に備えたバッテリーを備えています)。 ・ 原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています (賃貸にお住まいの方のみ)。 ・ 当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 			

令和 8 年度家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の地震火災対策として、家具転倒防止器具の補助制度を 6 月 1 日より受付を開始します。

令和 8 年度から補助対象世帯を、高齢者・障害者等のみで構成される世帯への補助に加え、全世帯に拡大します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、**それ以外の地域に対しては 1/2 補助**します。また、高齢者・障害者等のみで構成される世帯へ、取付支援を実施します。

都筑区は重点対策地域がない
ため、1/2 補助となっております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和 8 年 6 月 1 日～令和 9 年 1 月 31 日（消印有効）

【補助対象】各世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付代行要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

地震火災対策コールセンター（6 月 1 日から受付開始）

TEL：0120-480-002 FAX：03-6627-9989

メール：yokohama_jishintaisaku@ivisit.co.jp

受付時間：平日午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分まで

防災・危機管理統括本部地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

- 1 対象が全世帯に拡充!
- 2 取付を支援します!
※要件あり



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは **補助** があります!
重点対策地域は 全額補助! それ以外の地域は **一部補助** します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1** 器具を取り付けたい家具を検討しよう
- Step 2** 家具転倒防止器具を選ぶ
- Step 3** 電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX・E-mailでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和8年6月1日～令和9年1月31日(消印有効)

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに!

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

↓ 折り線①

1708790

134

東京都豊島区東池袋4-15-2
 株式会社アイトピイシット行

横浜市家具転倒防止対策助成事業
 受託事業者

必ず折り線に沿って
 折り込みをしして下さい。

← 折り線③

↑ 折り線②

→ 折り線④

〒	様
住所	
申請者	氏名



差出有効期間
 2027年1月31日まで
 (切手不要)

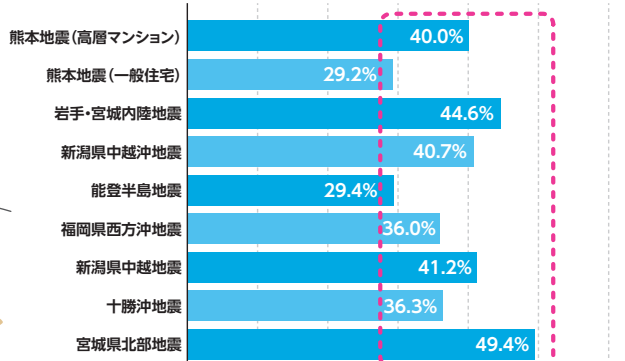
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害



近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけがの割合
出典:東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



Check! 家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう!

(提供:防災科学技術研究所 E-ディフェンス)



Check! 横浜市の制度

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助 重点対策地域の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を全額補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 横浜市が器具代金をすべて負担します。
- 補助個数** 器具1組

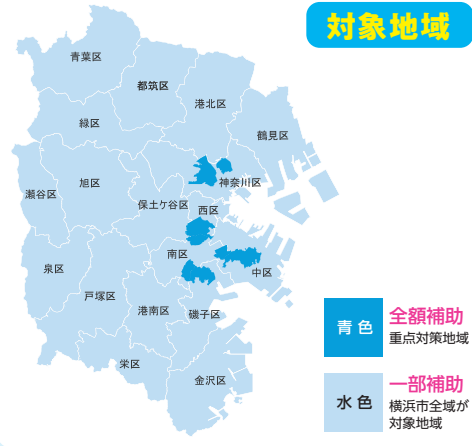
一部補助 重点対策地域以外の世帯の方は家具転倒防止器具の器具代を一部補助します

- 対象商品** 家具転倒防止器具 (3～4ページの器具)
- 申請要件** 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額** 3～4ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。
- 補助個数** 器具1組

取付代行 下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件**
同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
 - イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ウ. 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - カ. 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。
- 取付代行件数** 300件(先着順)

対象地域



青色 全額補助
重点対策地域
水色 一部補助
横浜市全域が対象地域

重点対策地域とは?
横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的にを行っています。

重点対策地域一覧

●神奈川区	●西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	庚台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
斎藤分町	霞ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本樓	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧溝坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	●磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	鏡沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	●中区	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	赤門町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町1丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町2丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	上野町3丁目	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大芝台	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	大平町	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	柏葉	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町1丁目	山元町3丁目	中浜町
六角橋5丁目	北方町2丁目	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	●南区	●磯子区	竹之丸
	磯山	大岡1丁目	大岡2丁目
	立野		

Step 1 器具を取り付けたい家具を検討しよう

寝室にある家具や避難経路を塞ぐおそれのある家具などを検討しましょう。
申請できる器具は1組までです。

Step 2 家具転倒防止器具を選ぶ



耐圧200kg

家具から天井までの高さ

突っ張り棒 小	30 ~ 45cm
突っ張り棒 中	45 ~ 65cm
突っ張り棒 大	60 ~ 100cm

突っ張り棒

家具転倒防止突っ張り棒
もしもの備えに安心の防災用品 (2本1組)

重点対策地域
の申請者負担額

無償

重点対策地域以外
の申請者負担額

小: 1,500円 (送料・税込)
中: 1,600円 (送料・税込)
大: 1,700円 (送料・税込)

ポイント 家具と天井の隙間に取り付けするタイプの器具です。
ネジや釘が不要で賃貸住宅でも取付可能です。



寸法/幅 44mm×長さ 90cm×厚み 10mm

転倒防止板

ふんばる君 90 (1本1組) (ニトムズ)

重点対策地域
の申請者負担額

無償

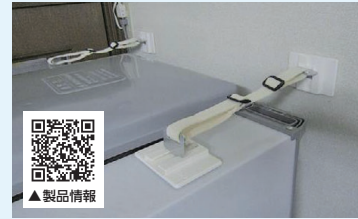
重点対策地域以外
の申請者負担額

1,200円
(送料・税込)

ポイント 家具の前下部に敷くだけで地震に力を発揮する耐震性能に優れた形状の転倒防止板です。家具の幅に合わせてハサミで切ることができます。

【横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyuu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>



寸法/ベース: 縦 65mm×横 90mm、ベルト 24~40cm
目安安全重量/150kg 以下

ベルト式

スーパータックフィット マルチタイプ
(2本1組) (北川工業)

重点対策地域
の申請者負担額

無償

重点対策
地域以外
の申請者負担額

1,500円
(送料・税込)

ポイント 粘着ゲルと特殊ベルトで転倒を防止します。壁と本体をベルトで支えるタイプで「冷蔵庫」や「キャスター付き機器」等の家具を固定可能。
※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/縦 65mm×横 90mm×奥行 130mm
目安安全重量/60kg 以下 壁面との隙間/70mm 以内

貼付式

スーパータックフィット TF-L (2個1組)
(北川工業)

重点対策地域
の申請者負担額

無償

重点対策
地域以外
の申請者負担額

1,600円
(送料・税込)

ポイント 強力な粘着力で壁に固定でき、ネジやクギなしで壁に穴をあける必要がありません。
粘着力と振動吸収力で家具・家電の転倒防止に威力を発揮します。
※本製品を固定する壁面などの種類によって性能が十分に発揮しない場合があります。



寸法/高さ 96mm×幅 20mm×奥行 96mm
耐荷重 150kg

L字金具

耐震ダブルアングルスチール製
自在回転タイプ サイズ30 (2個1組) (シロクマ)

重点対策地域
の申請者負担額

無償

重点対策
地域以外
の申請者負担額

1,400円
(送料・税込)

ポイント 壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。
軽めの「書棚」や「食器棚」におすすめです。



寸法/40mm×40mm×厚さ5mm
耐荷重/4枚あたり 60kg

粘着耐震ゴム

タックフィット TF-40K (4枚1組)
(北川工業)

重点対策地域
の申請者負担額

無償

重点対策
地域以外
の申請者負担額

1,200円
(送料・税込)

ポイント 液晶モニターやテレビの下に敷きます。
強力な粘着力でしっかり固定し、転倒・落下を防ぎます。

Step 3 申し込み

申し込みからお届けまでの流れ

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの利用申請書に必要項目を記入し、株式会社アイヴィジット(頁下部参照)まで送付します。



電子申請の場合

二次元コードから電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



申込

● 申し込みの不備のある場合は、コールセンター(0120-480-002)より確認のご連絡をします。



通常の場合

宅配にて商品到着
(自己負担額は代引き)



取付けご希望の場合 (要件を満たす世帯のみ)

取付けの日程調整
コールセンターの番号から
お電話をさせていただきます。



取付訪問

(自己負担額は代引き)
※取付時間は約30分を予定



- ・申し込みからお届け(取付け)までに通常1~2か月程度かかります。(器具の在庫状況によっては遅れる可能性があります)
- ・器具の送付、または設置後の不具合は各メーカーにお問い合わせください。

- 注意事項**
- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
 - 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
 - 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
 - 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
 - ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
 - ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

地震火災対策コールセンター **0120-480-002** (受付時間 平日午前8時30分~午後5時15分)

株式会社アイヴィジット 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 6F

E-mail yokohama_jshintaisaku@ivisit.co.jp FAX 03-6627-9989

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式(要綱第4条関係)

(管理番号) _____

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者 (世帯主)	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 _____ 横浜市 _____ 区 _____ 建物名、部屋番号等記入をお願いいたします。		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス
		_____	_____ ※お持ちの方のみ
希望する家具転倒防止器具 (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償			
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒 (小) 1,500 円		<input type="checkbox"/> ベルト式 1,500 円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒 (中) 1,600 円		<input type="checkbox"/> 貼付式 1,600 円	
<input type="checkbox"/> 突っ張り棒 (大) 1,700 円		<input type="checkbox"/> L字金具 1,400 円	
<input type="checkbox"/> 転倒防止板 1,200 円		<input type="checkbox"/> 粘着耐震ゴム 1,200 円	
取付代行の希望			
<input type="checkbox"/> 希望しない (配送) <input type="checkbox"/> 希望する (要件あり。希望する場合は以下に✓を入れてください)			
私の世帯は、同居者全員が、次のいずれかで構成されています。			
<input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 愛の手帳 (療育手帳) の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている			
<input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下			
取付希望日 (取付代行を希望の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 _____ 日 (令和8年12月29日~令和9年1月3日を除く)		
同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
<ul style="list-style-type: none"> ・配送後の家具転倒防止器具の返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している家具転倒防止器具の補助や助成事業を過去に利用していません。 ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています (賃貸にお住まいの方のみ)。 ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。 ・ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。 ・ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。 ・取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。 			

切り取り線

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

地域防災活動の支援に向けた研修「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今回は、地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに「よこはま防災研修<基礎編>」と「よこはま防災研修<支援編>」の2つの研修をご案内させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 研修の概要

(1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学んでいただけます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会等へアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

各自治会・町内会の皆様のご要望に応じて、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修内容をご提案します。

(2) 実施期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和8年6月から令和9年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

申込期間：令和8年6月1日～令和8年12月25日

4 受講対象者について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご受講いただけます。

② 「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員(5人以上のグループでお申し込みください)

5 受講方法について

① 「よこはま防災研修<基礎編>」

【受講方法】以下の、URL や二次元コードから受講できます。

URL:<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

二次元コード：



② 「よこはま防災研修<支援編>」

【申込期間】令和8年6月1日から12月25日までとなります。

【受講方法】以下の、URL や二次元コードからお申込みいただけます。

URL:<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/fd01e35e-2446-45e0-8bea-7cea668e403f/start>

二次元コード：



防災・危機管理統括本部地域防災課 担当 海野、山羽 電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677 メール bs-chiiki@city.yokohama.lg.jp
--

防災研修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

防災の
“これだけは
知ってほしい”

無料講座

「基礎編」は、「よこはま防災e-パーク」
で学ぶWEB研修です。

対象

どなたでも！

場所

いつでもどこでも
オンライン！

内容

必要な備えなど
防災の基礎を
学べます！



よこはま 防災研修

視聴はこちらから



スマホ版も！

動画で学びましょう

まずは、自宅の対策を見直そう！



日頃の備え



風水害の備え



町の防災組織



災害時の避難

クイズで確認！



横浜市消防局マスコットキャラクターハまくん

目指せ！！
レベルアップ！

修了証も取得できるよ



よ こ は ま

防 災 研 修

基礎編

支援編

ステップアップ編

事例発表会

地域の
防災力向上に
役立つ

「**地域の特性**」に応じてしっかり学べる実践講座！

参加無料

あなたの地域に
防災アドバイザー
が伺います

お住まいの地域に
カスタマイズした
研修内容をご提案します



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター
みなモル



横浜市防災・危機管理X公式キャラクター
ハマらび

※事前によこはま防災研修(基礎編)を受講することを推奨します。

対 象

自治会・町内会、マンション管理組合(5人以上のグループでお申込みください)

場 所

研修場所の確保をお願いします。アドバイザーが研修場所へ伺います。

内 容

次のプログラムからご希望の内容をお選びください(複数可)

必須

●地域特性に応じた基本的な災害の備え(目安時間30分)

家の周りの被害想定、ご存じですか？

●風水害への備え(目安時間30分~60分)

マイ・タイムラインを作成してみましょう！
横浜市避難ナビで水害リスクを確認！

●地震への備え(目安時間30分~60分)

「感震ブレーカー」設置していますか？
個人備蓄を日常生活に取り入れてみましょう！

●グループワーク(目安時間60分)

「災害が起きたら？」をケーススタディーで考えてみましょう！

昨年度の受講者満足度

99%の実績！

*昨年度受講者アンケートより

それぞれ
「戸建て編」
「マンション編」
から選べます



申込方法

横浜市電子申請サービス
(二次元コード)から
お申し込みください



🔍 よこはま 防災研修



よこはま防災研修HPIはこちら！



お申込み
受付期間

令和8年 **6/1**(月)~令和8年 **12/25**(金)

※予算に達し次第、早期に終了

※受講希望日の2ヵ月前までにお申し込みください。日程についてはアドバイザーから直接申請者に連絡します。

YOKOHAMA イベントごみ資源化チャレンジ広報チラシの配布について

1 事業の趣旨

日頃からごみの減量化・資源化にご協力をいただき、ありがとうございます。横浜市では、「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定し、プラスチックごみの削減を重点的に進めております。

昨年度様々なイベントの分別状況を調査した結果、イベントでは燃やすごみの中に多くのリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ等）が混入していることが分かりました。

そこで、自治会・町内会が主催するイベントについても、ごみの削減と資源化をより一層推進するため「イベントごみ資源化チャレンジ」のチラシを作成しましたので、周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会で周知をお願いします。

【単位会長】単会長あて資料を送付します。

定例会等で周知をお願いします。

3 広報について

- (1) 各自治会・町内会にチラシ配布
- (2) 局ホームページへの掲載
- (3) 区役所、収集事務所でチラシを常備

4 資料（別紙）

YOKOHAMA イベント・ごみ資源化チャレンジ

事業系廃棄物対策課
担当 寺谷・山添
電話：671-4090 FAX：663-0125
Mail：sj-jigyokei@city.yokohama.lg.jp

横浜市内で開催する
自治会・町内会
イベント主催者
の皆様へ

YOKOHAMA
GO GREEN

イベント
ごみ資源化
チャレンジ
事例

大規模イベント後の
再分別



横浜スタジアムでは、「地球にやさしいハマスク」を目指し、大量に発生するごみをできる限り資源として循環させるため、徹底した分別回収に取り組んでいます。さらに、観客が参加できる「エコステーション」を設置し、ごみの分別回収を一緒に進めています。

ステーションでの
ボランティアサポート



環境事業推進委員やボランティアの方たちは、来場者に対するごみの分別案内や、ステーション周辺を整えることで、環境にやさしいイベント運営をサポートし、リサイクル推進ときれいな会場づくりに貢献していただいております。

飲食イベントでの
リユース食器の活用



認定NPO法人森ノオトは、「エコ&サステナブル」をテーマとした地産地消メニュー「あおばを食べる収穫祭」を企画・運営。例年3000名超の来場者で賑わいますが、リユース食器を用いることで、45Lごみ袋1枚におさまる量のごみしか出さないサステナブルな祭りを実現しています。

品目に特化した
個別回収



赤レンガ倉庫で開催されたイベントでは、環境にやさしい運営を目指し、会場にプラスチック洗浄機を設置しました。来場者が自ら使用後のプラスチックを洗浄し、洗浄されたカップは再生原料として循環させて、廃棄物削減と資源の有効活用を実現しました。

ぜひ取り入れたい
こんな取組や
あんな工夫！

YOKOHAMA
イベント
ごみ→資源化
チャレンジ



効果的なアクションプランが丸わかり！

イベントの開催は、まちの活性化につながっています。一方で、分別されないごみが大量に発生するなど、リサイクルの妨げになっています。中面のステップにしたがって、**エコなイベント**を目指しましょう！

イベントのイメージアップ！
社会的信用の向上！

ごみの減量化・資源化は、環境意識の高い、エコでクリーンなイベントであることのアピールにつながり、参加者や地域社会からの**評価・信頼**が向上します！

外出先でも
プラ分別！



イベント後のごみ処理の効率化とコスト削減！

適切な事前準備と分かりやすい資源化ステーションの設置により、イベントで発生するごみの分別が徹底され、「燃やすごみ」の中にリサイクル可能な資源（プラスチック製のコップやトレイ、紙類など）の混入を大幅に減らせます。これにより、イベント後のごみの処理にかかる**手間や時間、コスト削減**につながる可能性があります！

処理業者をさがしたいときは

横浜市
一般廃棄物
処理業者



横浜市
産業廃棄物
処理業者



神奈川県
産業廃棄物
処理業者



お問い合わせ先

各区の
資源循環局事務所



2026年3月発行

横浜市資源循環局
事業系廃棄物対策課
TEL 045-671-3818
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN
2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月横浜・上瀬谷





下記の準備手順や資源化ステーション設置のポイントに従って、イベントを運営することで、効率的・効果的に、イベントごみ資源化の取り組みを導入できます！

事業系ごみの種類についての詳細はこちら

横浜市
事業系のごみと
資源物の分け方



step 01 - イベント前 - 関係者との意識の共有をする

- 発生すると想定されるごみの種類を事前に把握する
 プラスチック容器、ペットボトル、紙、食べ残しなど
- スタッフや出店者に、ごみの減量・分別に関する取り組みや内容を説明し、協力を依頼する
 簡易包装をする、小盛りメニューなどの食べ残し対策、リサイクルしやすい食器の使用など
- 参加者に、エコなイベントを目指していることを事前に周知する
 チラシやWEB、SNSで、マイバッグ持参やごみの持ち帰りや分別等への協力について呼びかける
- 業者が出店し、ごみを排出する場合は、「事業系ごみ」として処理してください
 産業廃棄物は、適正な処理業者を通じてリサイクルしましょう [▶詳しくは裏面へ](#)
- 自治会・町内会が主催するイベントごみの回収については、各区の収集事務所にお問い合わせください
 イベント開催直前ではなく、余裕をもって各区の収集事務所にご連絡ください [▶詳しくは裏面へ](#)



step 02 - イベント前 - 資源化ステーションの準備をする

- ステーションにスタッフを常駐させる
 来場者に分別の案内をするため、資源化ステーションの常駐スタッフを、最低1名以上を配置する計画を立てる
- ステーションを分かりやすい場所に配置する
 来場者の動線を考え、目立つ場所や飲食する場所の近くに設置計画を立てる
 ステーションが目立ちにくい場合などは、出店店舗の他、場内の各所にステーションの場所や分別方法を案内する
- ごみ・資源の品目表示の工夫をする

色	文字・絵	高さ
燃やすごみ	赤	品目表示位置は、来場者の「目線」の高さを意識する
プラスチック	青	来場者が多く混雑が想定される場合、「目線よりも上」にも表示があると良い
ペットボトル	緑	
缶	紫	
びん	茶	
紙	オレンジ	

最大のポイント

人の配置有り・無しが大きな差に!!



有人

分別率
ほぼ100%

無人

分別率
66.7%

無人の場合、燃やすごみの中に本来リサイクルできるプラスチック資源や紙資源がなんと約4割も混入!!

横浜市調べ

step 03 - イベント当日 - 積極的にごみの分別を呼びかける

- スタッフは、来場者へ随時、ごみの分別について案内し、分別に協力してもらおう
- 出店者・来場者へごみの分別に協力してもらえるよう、全体に繰り返しアナウンスする
- 出店者に、イベント前、イベント中にも、繰り返し分別を促す

step 04 - イベント終了後 - 再分別・会場美化をする

- 再分別を徹底する(イベント中に分別が出来ていない場合は、終了後に再分別する)
- 会場清掃と後片付けをして、元の状態に戻す
- 次回のイベントに向け、反省や改善点の記録をする



「小児医療費助成の対象年齢拡大」について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成制度の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大しますので、情報提供させていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 制度改正の内容

令和 8 年 6 月 1 日から、小児医療費助成の対象年齢を「中学 3 年生まで」から「18 歳年度末まで」に拡大します。

また、新たな対象者（※1）の医療証（※2）については、申請を不要とし、直接対象者の方へ郵送します（5 月下旬発送予定）。

横浜市

18歳まで、ずっと安心。

令和8年6月から

18歳まで医療費0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】 横浜市小児医療証コールセンター (平日9~17時)
電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855
(8月31日 受付終了)

(※1) 新たな対象者

- 令和 8 年 6 月 1 日以降、次の条件を満たすお子さま
- ・ 中学卒業後、18 歳に達する日以後、最初の 3 月 31 日までの間にある
 - ・ 現在、小児医療証の交付を受けていない
 - ・ 横浜市内にお住まいで、健康保険証を持っている
- *一部、助成の対象とならない場合もあります。

(※2) 医療証の発送対象者

令和 8 年 4 月 25 日時点で横浜市内に住民登録のある方

健康福祉局医療援助課

担当 服部、曾我、故長井、川田

電話 045-671-4115 / FAX 045-664-0403

メール kf-iryoenjo@city.yokohama.lg.jp

18歳まで、ずっと安心。



令和8年6月から

ゼロ

18歳まで 医療費0円

対象者には5月中に医療証を送付します。(申請不要)

【お問合せ】

横浜市小児医療証コールセンター (平日9~17時)

電話：045-900-6760 / FAX：045-411-5855

(8月31日 受付終了)



詳しくはこちら

連合自治会町内会 会長

都筑区役所福祉保健課
都筑区社会福祉協議会

令和8年度 第5期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」(地区別計画)の推進について

日頃より、地域福祉の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

第5期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」につきまして、皆様の多大なご尽力により、各地区において地区別計画ができあがりました。令和8年度は、策定した地域福祉保健計画を推進していく初年度となります。これまで皆様が大切にされてきた地域の活動を土台に、皆様と一緒に、より良い地域づくりを進めていきたいと考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

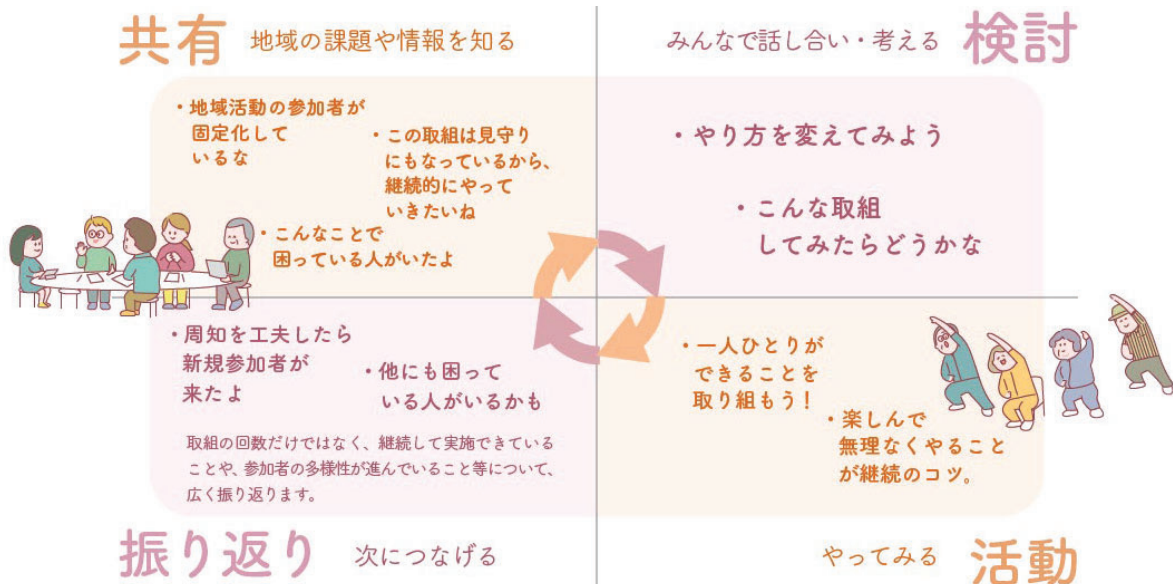
1 第5期地区別計画の推進について(依頼)

地域の中で「大切にしたい事」や「既にできている事」「これからやってみたい事」を確認しながら、推進をお願いいたします。計画期間の3年目には、これまでの取組を整理するための中間振り返りのご依頼をさせていただきます。各地域におかれましては、毎年度1回以上は、計画の推進委員会や地域懇談会、既存の会議体を活用し、地区別計画に記載した目標や取組について確認や振り返りの機会を設けていただきますようお願いいたします。 推進の場には、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ(地区別支援チーム・裏面2(2))も参加し、計画と一緒に進めて参りますので、ぜひお声かけください。

<5年間の推進イメージ>

1年目(R8年度)	2年目(R9年度)	3年目(R10年度)	4年目(R11年度)	5年目(R12年度)
第5期計画の推進				
		中間振り返り	次期策定準備	次期策定
年に1回以上、地域で計画の確認や振り返りを実施 (意見交換など)	年に1回以上、地域で計画の確認や振り返りを実施 (意見交換など)	年に1回以上、地域で計画の確認や振り返りを実施 (意見交換など)	年に1回以上、地域で計画の確認や振り返りを実施 (意見交換など)	年に1回以上、地域で計画の確認や振り返りを実施 (意見交換など)

<計画の確認や振り返りのイメージ (第5期都筑区地域福祉保健計画(区計画)P25 より抜粋)>



2 地区別計画推進における各種情報について(ご案内)

(1) 地区別計画を応援する助成金(つづき あい基金)について

「つづき あい基金」は、第5期都筑区地域福祉保健計画「つづき あい」に定める目標の実現に向けて、地域の福祉保健活動に関する課題解決に取り組む団体を、資金面から応援するための助成金です。

地区別計画の推進につながる取組にぜひご活用ください。

(2) 地区別支援チームについて

地区別支援チームは、地区別計画の取組を区民の皆様と一緒に進めていくために、区役所地区担当課長をリーダーとし、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザで構成された地域支援チームです。

都筑区では、連合町内会・自治会および地区社会福祉協議会のエリアごとに、全部で15のチームを設置しています。各地区の計画推進の場に参加し、計画の推進を一緒に進めて行きますので、計画の進め方などをぜひご相談ください。

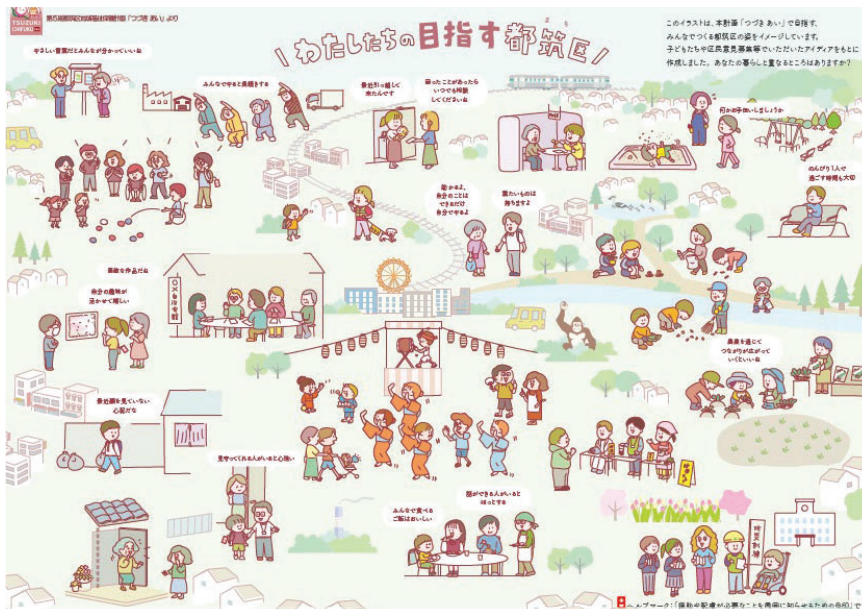
(3) 計画の周知について

地区別計画の趣旨や内容について、地域の中で共有していただけたら幸いです。

みなさまの活動や地区別計画を広めるにあたり、計画に掲載している一部のイラストや、キャラクターを使用していただけれます。使用する際は、「イラスト等取扱要領」や「ガイドライン」に沿ってご活用ください。

詳細は、別紙1をご参照ください。

<わたしたちの目指す都筑区>イラスト(※)>



※都筑区地域福祉保健計画で目指す、
みんなで作る都筑区の姿をイメージしたイラスト(区計画掲載)

<キャラクター>



左)都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」
右)都筑区地域福祉保健計画キャラクター「つづちゃん」



「つづき あい」
ステッキ



地域福祉保健計画
ロゴ

【担当:計画事務局】

都筑区役所福祉保健課 鈴野・渡邊・工藤

TEL:948-2344

MAIL: tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp

都筑区社会福祉協議会 河村・鮎澤

TEL:943-4058

MAIL: info@tuzuki-shakyo.jp

都筑区地域福祉保健計画のキャラクターやイラスト等の使用について

1 横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」及び都筑区地域福祉保健計画キャラクター「つづちゃん」について

横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」（以下、「ちふくちゃん」という。）は、横浜市地域福祉保健計画の取組内容を推進するためのマスコットキャラクターです。「ちふくちゃん」には18区ごとのイラストが存在し、都筑区地域福祉保健計画キャラクターの「つづちゃん」があります。

使用する場合は、裏面掲載のホームページ URL から「イラスト等取扱要領」等に沿ってご活用ください。



▲都筑区地域福祉保健計画キャラクター「つづちゃん」のイラスト

2 都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」と「つづちゃん」のコラボイラストの使用について

「あいちゃん」と「つづちゃん」のコラボイラスト等を新たに3種類作成しました。「ちふくちゃん」や「つづちゃん」単体の使用と利用手順が異なります。使用する場合は、裏面記載のホームページ URL から「画像使用要綱」等をご確認下さい。



▲「つづちゃんと一緒に」
（都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」(左)と
都筑区地域福祉保健計画キャラクター「つづちゃん」(右)）



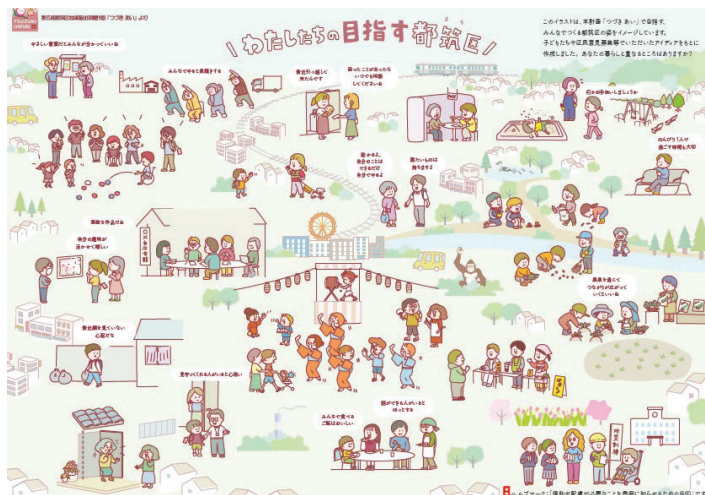
▲「ステッキ」



▲第5期地域福祉保健計画ロゴ

3 第5期都筑区地域福祉保健計画掲載「わたしたちの目指す都筑区」イラストの使用について

「わたしたちの目指す都筑区」は、都筑区地域福祉保健計画で目指す、みんなで作る都筑区の姿をイメージしたイラストです。区民意見募集等でいただいたアイデアをもとに作成しました。地域での活動や学びの場でぜひご活用ください。使用する場合は、裏面記載のホームページ URL からご利用上の注意点をご確認下さい。



◀「わたしたちの目指す都筑区」
（第5期都筑区地域福祉保健計画へも掲載）

◆各イラストや画像の要領・要綱・ガイドライン・使用申請書等の在りか

ホームページに掲載しています。以下の URL や QR コードよりご確認ください。

	ホームページの URL	QR コード
1 横浜市地域福祉保健計画キャラクター「ちふくちゃん」及び都筑区地域福祉保健計画キャラクター「つづちゃん」について	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/hokenkeikaku/chifukuchan-irasuto.html	
2 都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」と「つづちゃん」のコラボイラスト	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/shokai/mascot/20140417175801.html	
3 第5期都筑区地域福祉保健計画掲載「わたしたちの目指す都筑区」イラスト	https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kenko-iryo-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/5kichifuku.html	

【担当】

都筑区役所福祉保健課 鈴野・渡辺・工藤

TEL:948-2344

MAIL: tz-tifuku@city.yokohama.lg.jp



社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会

令和8年度賛助会員加入のお願い

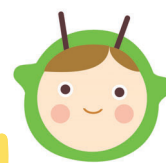
賛助会費について

都筑区社会福祉協議会（区社協）と都筑区内の地区社会福祉協議会（地区社協）が実施する地域福祉活動や事業にご賛同いただき、個人・法人の皆さまに財政面からご支援いただく仕組みです。

令和7年度の賛助会費の総額と使い道

賛助会費の51%（事務費含む）がお住まいの地区社協に還元されます。

賛助会費総額
5,378,653円



都筑区社協
キャラクター
ゆいピー

地域のボランティア活動



地域食堂



健康体操教室



災害時の
ボランティアセンター
シミュレーション
訓練



福祉教育

区社協の事業

賛助会員への協力方法

地区社協や自治会・町内会を通じて、地区ごとに募集させていただきます。
地区での募集以外に下記の方法でもお受けいたします。

①都筑区社協窓口での直接納入

②振込による納入

銀行名 ゆうちょ銀行

店番 029

店名 ○二九店（ゼロニキュウ店）

預金種目 当座

口座番号 0006080

一口あたり（年額）

個人 1,000円

法人 5,000円

※何口でもご加入いただけます

※郵便振替用紙がありますので、
ご連絡ください。

【申込・お問い合わせ】

社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会

224-0006 横浜市都筑区荏田東4-10-3

TEL 045-943-4058 FAX 045-943-1863



都筑区社協
ホームページ

<https://tuzuki-shakyo.jp>



令和8年度

つづき あい基金

リニューアルしました！

「つづき あい基金」助成金は、第5期都筑区地域福祉保健計画に関する地域の福祉保健活動の推進を資金面からバックアップする助成金です。

申請受付期間
(年1回)

10月13日(火)～11月20日(金)

助成対象活動および助成額

助成上限 20,000円

1-① 広報媒体発行・作成にかかる費用

※申請団体が活動する地域全体にかかるものに限る
※2との重複申請は不可

例：広報誌, チラシ, カード, シール, のぼり等



広報
啓発

1は継続申請可

助成上限 20,000円

1-② SNS等の周知・啓発にかかる費用

※掲載5回につき10,000円の助成

例：ホームページ等運用経費, 掲載にかかる経費

広報
啓発

助成上限 50,000円

2 新規活動にかかる費用

※計画期間中1回の申請に限る ※1-①との重複申請は不可

例：新規事業を開始するにあたり必要なスタートアップ経費(備品費・消耗品費等)

新規
事業



助成対象 下記いずれかに該当する活動を行っている団体



第5期都筑区
地域福祉保健計画

①第5期都筑区地域福祉保健計画に掲げる推進の柱に寄与できる活動

第5期都筑区地域福祉保健計画 推進の柱

- ①であいが広がり、つながる機会がたくさんある
- ②ささえあい、健やかに生活できる
- ③多様性が尊重され、その人らしく生活できる

②第5期地区別計画に掲げる15地区の取組を推進する活動

15地区の計画

「東山田」「山田」「中川」「勝田茅ヶ崎」「かちだ」「新栄早淵」「都田」「池辺」「佐江戸加賀原」「川和」「荏田南」「渋沢」「茅ヶ崎南MGCRS」「ふれあいの丘」「柚木荏田南」の15地区の計画です。

計画の推進母体となる、**地区連合町内会自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO法人等**（都筑区で活動している団体）が申請の対象団体となります。

「つづき あい基金」の財源

「つづき あい基金」は、区役所の補助金や、区内の個人・団体・企業等からの寄付を受付けている善意銀行の配分金等を財源として助成を行っています。計画の推進のため、地域で実施されるさまざまな福祉活動の支援、計画の周知を目的として設置されています。

※申請団体として善意銀行配分金との重複申請は不可

問合せ先

横浜市都筑区社会福祉協議会 

〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3 ☎ 045-943-4058 🖨 045-943-1863

✉ info@tuzuki-shakyo.jp



本会ホームページトップページのニュース欄に「申請のてびき」を掲載しておりますので、詳細はこちらをご確認ください。



都筑区地域福祉保健計画 「つづき あい基金」助成金



都筑区社協キャラクター
ゆいピー

申請のてびき

<令和8年度>



都筑区キャラクター
つづき あい

申請受付期間

10月13日(火)~11月20日(金)

「つづき あい基金」助成金とは

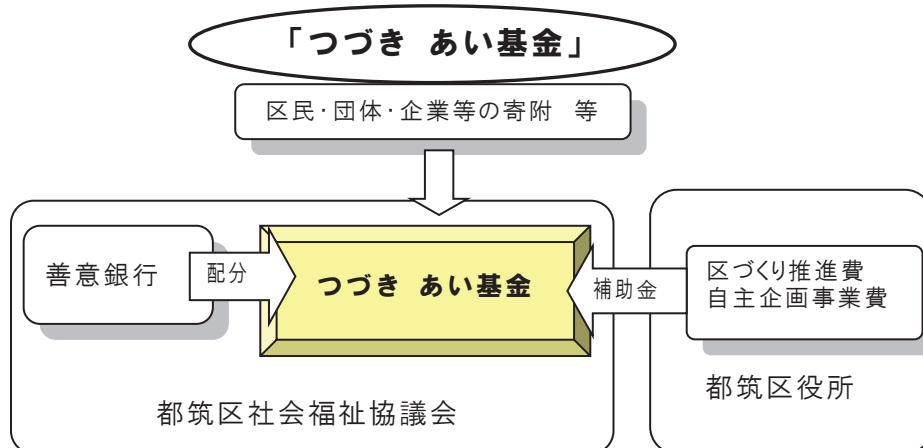
第5期都筑区地域福祉保健計画（以下、計画）に定める目標を実現し、地域の福祉保健に関する課題の解決に向けた活動を行う団体に対し、「つづき あい基金」を活用して活動経費の一部を助成することにより、「計画」の推進を資金面からバックアップすることを目的としています。

都筑区地域福祉保健計画は...

「誰もが 住みなれた地域で 安心して暮らすことができること」を目指し、区民、地域、団体、企業と都筑区が、地域の課題に対してともに取組み、人と人との「であい ささえあい わかちあい」の仕組みをつくり、行動していくための計画です。

「つづきあい基金」は...

計画の推進のため、地域で実施されるさまざまな福祉保健活動の支援、計画の周知を目的として、平成18年9月に設置しました。区役所の補助金、善意銀行の配分金等で構成されています。



助成内容

計画冊子第3章の区計画に掲げる次の3つの推進の柱に寄与できる活動、または計画冊子第5章の地区別計画に掲げる15地区の取組を推進する活動について助成します。

区計画の推進の柱

- ① であいが広がり、つながる機会がたくさんある
- ② ささえあい、健やかに生活できる
- ③ 多様性が尊重され、その人らしく生活できる

15地区の計画

「東山田」「山田」「中川」「勝田茅ヶ崎」「かちだ」「新栄早淵」「都田」「池辺」「佐江戸加賀原」「川和」「荏田南」「渋沢」「茅ヶ崎南MGCRS」「ふれあいの丘」「柚木荏田南」の15地区の計画です。

対象活動及び助成金額

助成対象活動	助成上限額・条件等	助成回数
1 広報・啓発事業 ① 地域福祉保健計画の推進に関する広報媒体の発行・作成に係る経費 ただし、申請団体が活動する地域全域に係るものに限る 【例】 広報紙、チラシ、カード、シール、バッチ、のぼり等	上限 2 万円	継続申請可
1 広報・啓発事業 ② 地域福祉保健計画の推進に関するホームページ、SNS 等による周知・啓発に係る費用 【例】 ホームページ・SNS 等の運用経費、掲載に係る経費	掲載 5 回につき 1 万円 上限 2 万円	継続申請可
2. 地域福祉保健活動の推進に係る新規活動に係る費用（新規事業に限る） 【例】 新規事業を開始するにあたり必要なスタートアップ経費(備品費・消耗品費等)	上限 5 万円	計画期間中 1 回に限る

* 1 広報・啓発事業 1-①と2の重複申請はできない。

* 2 申請団体として、善意銀行の配分申請との重複申請はできない。

申請の対象外とするもの

- ・ 同一内容で、都筑区、横浜市等から既に補助金・助成金等を受けている活動
- ・ 政治、宗教、営利及び募金活動を目的とする活動
- ・ 特定の個人や団体の構成員のみを対象としている又は事実上それらの者しか参加しない活動
- ・ 飲食に係る経費

助成対象経費

- ・ 消耗品費（活動に関わる消耗品や使用する物品）
- ・ 印刷費（掲示物・パンフレット・資料等の印刷代、業者への印刷委託代）
- ・ 通信運搬費（ハガキ・切手代等）
- ・ 使用料（機材や施設等の使用料）
- ・ 交通費（団体外部の講師・協力者等への交通費（実費））
- ・ 謝金（団体外部の講師・協力者等への謝金）
- ・ 研修費（活動に必要な研修への参加費）
- ・ 保険料（ボランティア活動保険、行事保険など）

※ 団体の運営費（人件費、事務所維持費等）は対象となりません。

対象団体

計画の推進母体となる、地区連合町内会自治会、地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、NPO法人等（都筑区で活動しているNPO法人に限る）

スケジュール

申請書等の提出（年1回）

10月13日（火）～11月20日（金）

- 申請書等を都筑区社会福祉協議会へ郵送、もしくは持参してください。受理後、連絡担当者あてに申請内容の確認などを行う場合があります。

審査及び通知 12月頃

「つづき あい基金」助成金審査会で審査の上、都筑区社会福祉協議会会長が交付を決定し、通知します

- 交付の可否と、交付が決定した場合には助成金額も合わせてお知らせします。

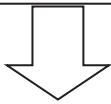
- 決定団体には交付申請書、振込依頼書を合わせて送付しますので、ご返送ください。

助成金の交付 1月頃

- 助成金は指定の口座へ振り込みます。

- 活動時には、「つづき あい基金」の助成金を受けている活動であることを周知してください。

活動実施 ~令和9年3月



活動報告書提出

- 活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」等をご提出いただきます。(報告方法は別途ご案内します。)
- 助成した費用が余った場合には、助成金を戻していただきます。

申請様式及び提出先

申請書類

下記についてご提出ください。

- (1) 助成金申請書(様式1) ※③区分については見積書(写)も提出
 - (2) 活動計画書(様式2)
 - (3) 収支予算書(様式3)
- ※NPO法人については別途「定款」や「総会資料」等、団体の概要がわかる資料を提出していただきます。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

提出先(問い合わせ先)

横浜市都筑区社会福祉協議会
〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3
Tel.045-943-4058/Fax.045-943-1863 E-mail : info@tuzuki-shakyo.jp

審査及び決定

審査方法

「つづき あい基金」助成金審査会において書類審査を行い、横浜市都筑区社会福祉協議会会長が交付の決定を行います。

結果通知

選考結果は、可否に関わらず書面で通知します。

活動の公表等

- 交付を受けた団体の申請書、活動報告書などの情報は、公開を求められた際には、開示させていただきます。(但し個人情報除きます。)
- 活動内容について、広報よこはま都筑区版や横浜市都筑区社会福祉協議会の広報紙「しゅんらん」、その他、ホームページ等に掲載させていただく場合があります

助成決定後、活動の実施にあたって

助成決定後、活動の際には「つづき あい基金」の助成金の交付を受けている活動であることを広く周知できるよう、活動に関わる周知物や会議資料、報告書などに次の事項を表示してください。

「この活動は、「つづき あい基金」助成金の交付を受けています。」

都筑区福祉保健計画推進のマスコットキャラクター「つづき あい」)



活動終了後の報告にあたって

活動終了後1ヶ月以内に「活動報告書」「収支決算書」等をご提出いただきます。

(1) 活動報告書 (様式4-1、4-2)

(2) 収支決算書 (様式5)

その他

- ・ 活動状況や購入した物品がわかる写真、ちらし
- ・ 助成金を使って完成した印刷物
- ・ 物品等を購入した領収書について、提出は不要ですが、年度終了後、団体で5年間保管してください。

※様式は、本会ホームページからダウンロードできます。

○助成した費用が余った場合には、助成金を戻していただきます。

令和 8 年度『つづき あい基金』助成金申請書

社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会会長 様

令和 年 月 日

令和 8 年度「つづき あい基金」助成金の交付を受けたいので必要書類を添付し申請します。

申請団体	ふりがな				
	団体名				
	ふりがな	住所 〒			
	代表者		電話	FAX	
			メール		
	ふりがな	住所 〒			
連絡担当者名	電話		FAX		
	メール				
※代表者と連絡者が同じ場合は「同上」と記入					
助成申込金額		円 (千円単位)			
実施事業 (いずれかに☑を入れ 実施内容等について ご記入ください。)	☐	1-①. 地域福祉保健計画の推進に関する広報媒体の発行・作成に係る経費 (複数可)			
			(1)	(2)	(3)
		発行媒体			
		発行部数・作成個数等			
	☐	1-②. 地域福祉保健計画の推進に関するホームページ、SNS等による周知・啓発に係る費用 (複数可)			
			(1)	(2)	(3)
		掲載媒体			
	掲載回数				
☐	2. 地域福祉保健活動を推進に係る新規活動に係る費用 (新規事業に限る)				
	事業名				
<input type="checkbox"/> 1-①、2の重複はしていませんか <input type="checkbox"/> 善意銀行の配分申請と重複していませんか					
他団体との連携 (複数☑入れても可)	<input type="checkbox"/> 自治会町内会	<input type="checkbox"/> 地区社協	<input type="checkbox"/> 地区民児協	<input type="checkbox"/> NPO法人	
	<input type="checkbox"/> 施設 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()			

■ 地域や他団体との連携について（どのように連携や交流をする予定か）ご記入ください

--

■ 団体が抱えている課題や問題点についてご記入ください

--

(1)「区計画」もしくは「地区別計画」のどちらの計画を推進するか、☑をつけてください。(両方選択可)

<input type="checkbox"/>	区計画
<input type="checkbox"/>	地区別計画(地区名: _____)

※15地区の中から選んでご記入ください。

(2)上記(1)で「区計画」を選択した場合は、下記①の区計画に該当する重点項目に☑をつけてください。
 「地区別計画」を選択した場合は、地区別計画冊子に記載された目標または取組の該当する箇所を下記②にご記入ください。

①【区計画を選択した場合に記入】（複数選択可）

	推進の柱	重点項目			
区計画	1 であいが広まり、 つながる機会がたくさんある	<input type="checkbox"/> 1-1 <input type="checkbox"/> 1-5	<input type="checkbox"/> 1-2 <input type="checkbox"/> 1-6	<input type="checkbox"/> 1-3	<input type="checkbox"/> 1-4
	2 ささえあい、 健やかに生活できる	<input type="checkbox"/> 2-1 <input type="checkbox"/> 2-5	<input type="checkbox"/> 2-2 <input type="checkbox"/> 2-6	<input type="checkbox"/> 2-3 <input type="checkbox"/> 2-7	<input type="checkbox"/> 2-4
	3 多様性が尊重され、 その人らしく生活できる	<input type="checkbox"/> 3-1	<input type="checkbox"/> 3-2	<input type="checkbox"/> 3-3	<input type="checkbox"/> 3-4

②【地区別計画を選択した場合に記入】

該当する地区別計画の 目標・取組	
---------------------	--

(3)取組目標及び取組内容

* 取組もうと考えている活動により、都筑区地域福祉保健計画の「区計画」もしくは「地区別計画」で掲げられた目標がどのように推進できるか、取組目標と取組内容、得られる効果を具体的にご記入ください。

--

※ご記入いただいた個人情報は、「つづき あい基金」助成金に際して助成可否の連絡等に使用するものであり、ご本人の承諾がない限り、利用目的以外に個人情報を使用したり、第三者に提供することはありません。

広報・啓発事業
項目1-①、1-②用

【活動計画書】

(様式2)

月	内容	部数・個数	配布・設置先/ 発信媒体	備考
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
1				
2				
3				

新規事業
項目2用

【活動計画書】

(様式2)

月	日	活動内容	活動場所	参加者数	備考
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					

【収支予算書】

※収入金額と支出金額は同額になります。

※申請する活動にかかる経費のみ計上してください。

<単位:円>

	項 目	金 額	内 訳
収 入	つづき あい基金助成金 申請額		
	自主財源		
	参加者負担金		
	その他()		
	その他()		
	その他()		
	合 計		

<単位:円>

	項 目	金 額	内 訳
支 出	消耗品費		
	印刷費		
	通信運搬費		
	使用料		
	業務委託費		
	謝金		
	研修費		
	保険料		
	その他()		
	その他()		
合 計			

※支出内訳は、算出根拠がわかるよう記入してください。

「つづき あい基金」助成金

様式2 記入例

【活動計画書】

(様式2)

広報・啓発事業
項目1-①、1-②用

月	内容	部数・個数	配布・設置先／ 発信媒体	備考
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【記入例】 1-①.地域福祉保健計画の推進に関する広報媒体の発行・ 作成に係る経費</p> </div>			
5				
6	広報紙発行(1回目)	5000部印刷予定	全戸配布	
7				
8				
9	バッチ	1,000個作成予定	お祭りで配布	
10				
11				
12				
1				
2				
3				

【活動計画書】

(様式2)

広報・啓発事業
項目1-①、1-②用

月	内容	部数・個数	配布・設置先／ 発信媒体	備考
4	【記入例】 1-②.地域福祉保健計画の推進に関するホームページ、SNS等による周知・啓発に係る費用			
5				
6	夏祭りの告知		Instagram、X、LINE	
7	夏祭りの報告		Instagram、X、LINE	
8	敬老会の告知		Instagram、X、LINE	
9	公園清掃の周知		Instagram、X、LINE	
10	グラウンドゴルフ大会の告知		Instagram、X、LINE	
11	餅つき大会の告知		Instagram、X、LINE	
12	餅つき大会の報告 いちご狩りイベントの告知		Instagram、X、LINE	
1				
2				
3				

月	日	活動内容	活動場所	参加者数	備考
4					
5		<p>【記入例】 2.地域福祉保健活動を推進するための備品整備にかかる費用 (新規事業に限る)</p>			
6					
7		準備会	南集会所	10名(予定)	
8		準備会	南集会所	10名(予定)	
9	第3日曜日 10:00～	つづきっこさろん(第1回)	ふれあいルーム	10名(予定)	
10	第3日曜日 10:00～	つづきっこさろん(第2回)	ふれあいルーム	10名(予定)	
11	第3日曜日 10:00～	つづきっこさろん(第3回)	ふれあいルーム	10名(予定)	
12	第3日曜日 10:00～	つづきっこさろん(第4回)	ふれあいルーム	10名(予定)	
1	第3日曜日 10:00～	つづきっこさろん(第5回)	ふれあいルーム	10名(予定)	
2	第3日曜日 10:00～	つづきっこさろん(第6回)	ふれあいルーム	10名(予定)	
3	第3日曜日 10:00～	つづきっこさろん(第7回)	ふれあいルーム	10名(予定)	

区連会 5 月定例会説明資料
令和 8 年 5 月 21 日
都筑区社会福祉協議会

令和 8 年 5 月 吉日

自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部都筑区地区委員会
委員長 佐々田 賢一

令和 8 年度赤十字募金(会費)の募集について (お願い)

新緑の候ますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

日頃より赤十字事業の推進には、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、赤十字募金の募集につきましては、本年度も 6 月及び 7 月を推進期間として実施させていただくことになりました。募集期間につきましては、12 月末までとさせていただきますので、自治会町内会のみなさまにおかれましては、ご事情にあわせて柔軟にご対応いただきますようお願いいたします。

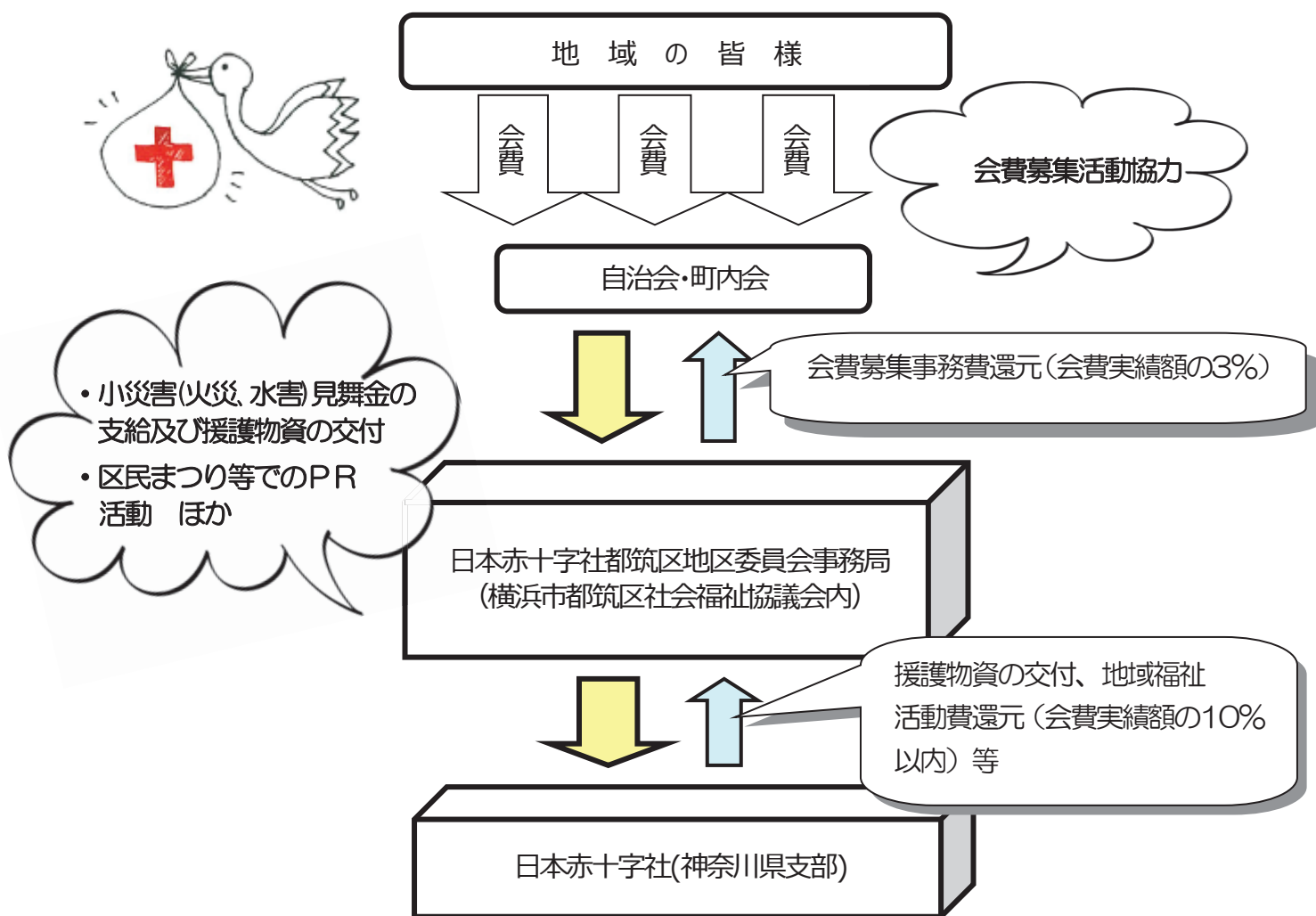
つきましては、募金募集に係る資材を自治会町内会から事前アンケートに基づき指定された場所に 5 月下旬までにお送りいたしますので、ご協力の程お願い申しあげます。

なお、募金の使途等につきましては、同封いたしました冊子「わたしたちの神奈川だから」で詳細なご説明をさせていただいております。また、都筑区におきましても、別紙のとおり、赤十字の事業等に反映させていただいておりますので、併せてご参照ください。

皆様にはたいへんお手数をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、募金にご協力くださいますようお願い申し上げます。

< 事務局 >
社会福祉法人
横浜市都筑区社会福祉協議会
日赤都筑区地区委員会
担当：五十嵐・早坂
電話：943-4058
FAX：943-1863
E-mail：info@tuzuki-shakyo.jp

赤十字会費の流れと使いみち



◆災害救護活動◆

今後起こると予測される災害に備え、医療救護班等の教育訓練や各種救護資機材の整備に活用されます。

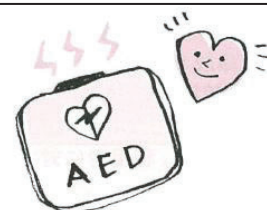
◆救急法、家庭看護法等の講習◆

一人でも多くの方の尊い命を守るために、救急法などの各種講習会の普及に活用されます。

◆国際活動◆

赤十字は、国際的なネットワークを活かし、共通の理念のもとに国境を越えて人道的な活動を行っています。

赤十字では、これらの活動の他に、医療事業、血液事業、奉仕団活動、青少年赤十字事業、福祉事業など、地域に根ざしたさまざまな活動を展開しています。



日赤都筑区地区委員会
(都筑区社会福祉協議会内)
TEL : 943-4058

＜赤十字募金(会費)募集に際してのご留意点＞

1. 送付資材、書類等

	資材、書類等	数量
①	協賛委員委嘱状	1枚
②	受領証(10枚綴り)	※調査報告数
③	広報冊子「わたしたちの神奈川だから」	回覧数分
④	広報ポスター(A4)	掲示板数分
⑤	広報用チラシ	※調査報告数
⑥	募金用封筒	※調査報告数
⑦	表彰対象者名簿用紙	1枚
⑧	横浜農協あて振込依頼書(お振込みの場合に使用)	1枚

※ 調査報告数は、令和8年3月に依頼いたしました「令和8年度 赤十字募金(会費)運動用必要資材調査票」にてご回答いただいた数です。提出がなかった自治会町内会につきましては、昨年度実数、世帯数・班数等を参考にお送りしています。

2. 目安額

1世帯あたり200円を目安に募金のご協力をお願いしております。募集に際してはご配慮をお願いいたします。

3. 募集推進期間

6～7月(募集期間は12月末まで受付いたします。自治会町内会のみなさまにおかれましては、ご事情にあわせて柔軟な対応をお願いいたします。)

4. 門標について

日本赤十字社では500円以上の募金をいただいた方を「協力会員」と呼び、協力会員門標をお渡ししています。地区内で対象の方がおられましたら、お手数ですが事務局(電話：943-4058)まで必要枚数をお知らせください。ご担当者様あてに門標をお送りいたします。

また、2,000円以上の募金をいただいた方で日本赤十字社への会員登録を希望される方がおられましたら、同じく事務局(電話：943-4058)までご連絡ください。受領証の控えをご提出いただくことがあります。

会員登録をされた方には会報などを日本赤十字社より送付させていただきます。

5. 表彰について

1回の募金額が2万円以上の方につきましては、表彰の対象となりますので、大変お手数をおかけいたしますが、同封いたしました⑦**表彰対象者名簿用紙に対象となる方のおところ、お名前、募金金額をご記入**のうえ、事務局までご郵送、FAXまたは直接ご持参くださいますようお願いいたします。

なお、**この名簿は表彰についてのみ使用し、他の目的では使用いたしません。**

■ご郵送先：〒224-0006 都筑区荏田東4-10-3 港北ニュータウンまちづくり館内 社会福祉法人 横浜市都筑区社会福祉協議会内 日赤都筑区地区委員会 あて
■FAX：943-1863

6. 受領証について

受領証が必要な方には、同梱いたしました②受領証の発行をお願いいたします。

なお、**受領証の控えは事務局へご提出いただく必要はございません。**

7. 資材の不足分について

募金用資材は、資材調査の結果と昨年度の実績をもとに発送させていただきましたが、不足物品がございましたら追加配布いたしますので、事務局(電話：943-4058)までご一報くださいますようお願いいたします。

8. 納入方法

次のいずれかの方法で納入をお願いいたします。

(1) お振込みの場合

同封の⑧振込依頼書をご利用ください。予め、下記内容が記載されております。

*** この振込依頼書をご利用の場合は手数料が免除されます。**

横浜農業協同組合 東方支店
(普) No. 3176678
にっせきかいひじむきよく じむきよくちょう おの ひろひさ
日赤会費事務局 事務局 長 小野 広久

お振り込みされる際の注意事項【必ずお読みください】

- ① 総額が10万円以上であった場合、金融機関窓口では個人を証明する書類の提示が必要になります。募金を金融機関へ持参される方は、必ず個人を証明する書類（運転免許証、パスポートなど）をご持参ください。
都筑区社会福祉協議会窓口にお持ちいただく場合（下記（2）参照）は、個人を証明する書類の提示は不要です。
- ② 「ご依頼人」欄に「自治会町内会名」を記入すると、「自治会町内会」の関係書類（規約や名簿等）の提示を要求される場合がございますのでご注意ください。
- ③ どの自治会町内会からの入金かを事務局で確認させていただく関係上、各自治会町内会に番号を設け、あらかじめ振込依頼書の『ご依頼人欄』に番号を記入しております。各自治会町内会の番号については、4ページ「令和8年度都筑区自治会町内会一覧」をご確認ください。

（2）お持ち込みの場合

港北ニュータウンまちづくり館内にございます都筑区社会福祉協議会窓口まで現金をお持ちください（平日の9時～17時）。金額が確定されている場合にはその場で領収証をお渡しします。金額が確定されていない場合は、その場で仮受領書をお渡しし、後日、領収証をお送りいたします。

9. その他

区内の募金集約が終わりましたら、各単位自治会町内会へ事務費（募金実績額の3%）及び、各連合自治会町内会へ地域福祉活動費、推進事業協力費（各地区20,000円+連合実績合計の5%）を交付させていただきます。交付時期は、翌年の3月頃を予定しています。

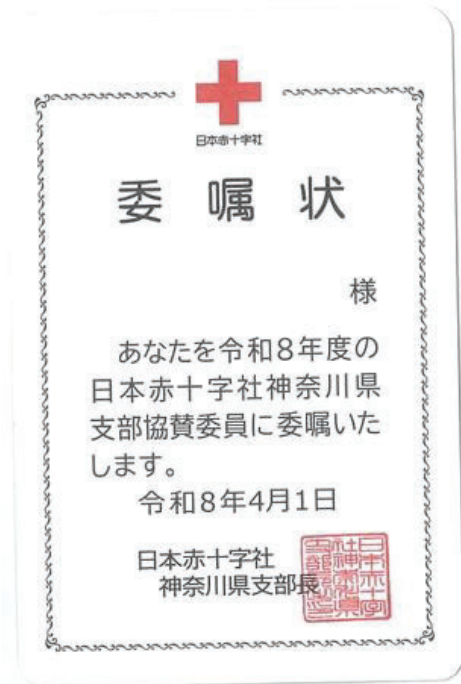
令和 8 年度都筑区自治会町内会一覧(令和 8 年 3 月末現在)

番号	自治会・町内会名
1	東山田一丁目町内会
2	東山田二丁目町内会
3	東山田三丁目町内会
4	東山田四丁目町内会
5	東山田第五町内会
6	東山田第六町内会
7	東山田第七町内会
8	コンフォール東山田自治会
9	南山田町内会
10	北山田町内会
11	すみれが丘町内会
12	大棚町内会
13	中川西町内会
14	中川東町内会
15	牛久保東町内会
16	牛久保西町内会
17	牛久保町内会
18	あゆみが丘町内会
19	勝田町町内会
20	勝田南町内会
21	茅ヶ崎東町内会
22	茅ヶ崎南第一町内会
23	茅ヶ崎南第二町内会
24	茅ヶ崎中央町内会
25	ライオンズヴィアール自治会
26	コンフォールセンター南自治会
27	勝田団地第 2 自治会
28	勝田団地第 4 自治会
29	勝田団地第 5 自治会
30	新栄町町内会
31	早淵一丁目町内会
32	早淵二丁目町内会
33	早淵三丁目町内会
34	仲町台パークヒルズ自治会
35	川向町内会
36	大熊町内会
37	折本町内会
38	東方町内会
39	仲町台三丁目自治会
40	平台町内会
41	長坂町内会
42	プロムナード仲町台管理組合自治会
43	仲町台中央町内会
44	ヴェレーナ港北ニュータウン自治会
45	仲町台 4 丁目自治会
46	根岸自治会
47	池辺町中里自治会

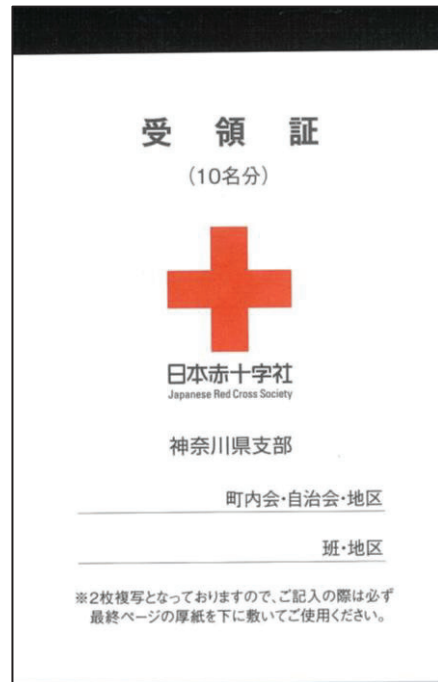
番号	自治会・町内会名
48	池辺町八所谷戸自治会
49	池辺町滝ヶ谷戸自治会
50	池辺町上藪根自治会
51	池辺町下藪根自治会
52	池辺町川内自治会
53	星谷自治会
54	坊方自治会
55	佐江戸町内会
56	ライブタウン中山自治会
57	加賀原一丁目自治会
58	加賀原二丁目自治会
59	シンフォニックヒルズ自治会
60	加賀原夕月野自治会
61	港北ニュータウンハーモニーヒルズやすらぎの街自治会
62	川和町内会
63	都筑ヶ丘住宅自治会
64	都筑が丘第2自治会
65	川和台自治会
66	川和団地自治会
67	二の丸自治会
68	フォーチュンスクエア都筑中山自治会
69	大丸自治会
70	メゾン桜が丘自治会
71	荏田南一丁目自治会
72	荏田南二丁目自治会
73	荏田南三丁目第一自治会
74	荏田南三丁目第二自治会
75	かしの木台ハイツ自治会
76	しいの木台ハイツ自治会
77	グランノア港北の丘自治会
78	矢羽根自治会
79	荏田東1丁目自治会
80	荏田東2丁目自治会
81	荏田東三丁目自治会
82	荏田東4丁目自治会
83	メゾンふじのき台自治会
84	港北ガーデンホームズ自治会
85	クレストヒルズ自治会
86	ルネサンスガーデンセンター南自治会
87	グランスイートセンター南自治会
88	富士見が丘自治会
89	見花山自治会
90	市営つづきが丘住宅自治会
91	エステ・スクエア自治会
92	高山自治会
93	タンタタウン自治会
94	荏田南四丁目自治会
95	荏田南五丁目自治会
96	荏田南町自治会

番号	自治会・町内会名
97	緑ヶ丘自治会
98	エステ・スクエアセンター北自治会
99	港北ニュータウンパークサイドハイツ自治会
100	港北パークヒルズ自治会
101	ビュープラザセンター北自治会
102	ララヒルズ自治会
103	エステ・ガーデンセンター北自治会
104	きらめきの街自治会
105	港北ニュータウンルミエラガーデンズ自治会
106	サントウール中川分譲住宅自治会
107	ウエストエミナンス自治会
108	港北ガーデンヒルズ自治会
109	フォレストパーク四季彩の丘自治会
110	センター北・中川中央町内会
111	港北センタープレイス自治会
112	THE CENTER HOUSE自治会
113	港北ファミリーハイツ自治会
114	港北ニュータウンイオ自治会
115	港北ニュータウンレフリアパークアネシスマンション自治会
116	相互連合自治会
117	勝田団地第3自治会
118	中銀町会
119	グレースシアパーク仲町台自治会
120	早渕工業団地自治会
121	桜並木町内会
122	仲町台二丁目町内会
123	みずきが丘自治会
124	シーズンプレイス自治会

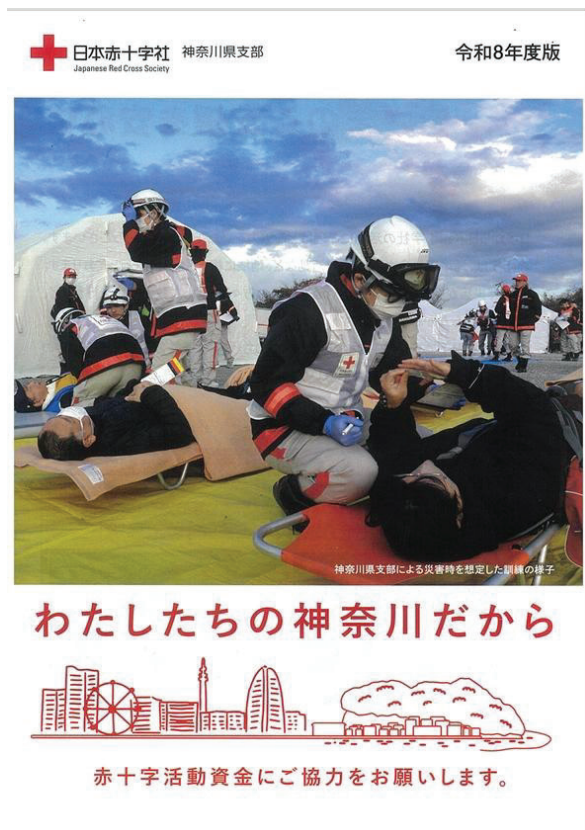
①協賛委員委嘱状



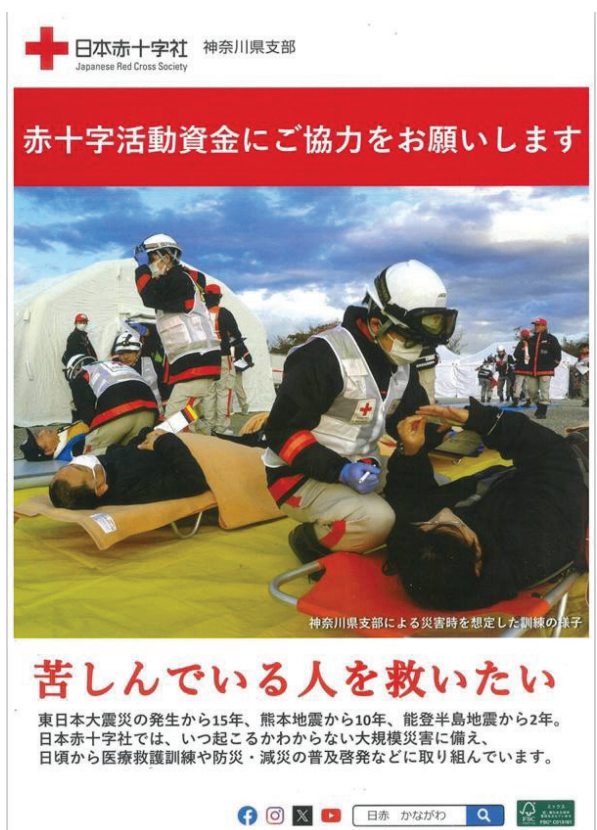
②受領証(10枚綴り)



③広報冊子
「わたしたちの神奈川だから」



④広報ポスター



自治会・町内会名：_____

※1回の募金額が20,000円以上の方についてのみ、ご記入ください。

No.	金額	お名前	おところ	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※この名簿は表彰についてのみ使用し、他の目的では使用いたしません。

横浜グリーンエキスポのPRへのご協力について【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜グリーンエキスポのPR推進の一環として、各区の連合町内会長の皆さまに横浜市オリジナルトウクトウクピンバッジを6月以降貸与させていただきます。

つきましては、各種会議や行事等へのご出席の際にご着用いただき、横浜グリーンエキスポの認知向上にご協力くださいますよう、お願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご着用にご協力ください。

【地区連長】 ご着用にご協力ください。



横浜市オリジナルピンバッジ

3 横浜市オリジナルトウクトウクピンバッジの貸与について

- ・オフィシャルグッズの販売への影響を考慮し、関係団体との調整の結果、本ピンバッジは「譲渡」ではなく「貸与」とさせていただきます。
- ・貸与対象は、適正な公費執行および広報効果を踏まえ、各種行事や会議等にご出席される機会の多い「地区連合町内会長」といたします。
- ・貸与時期は6月を予定しており、各区区連会等の場において配布させていただく予定です。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 山本、倉澤
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.lg.jp

アドバイザー派遣のお知らせ

対象：都筑区の単位自治会町内会または地区連合町内会自治会

先着4地区

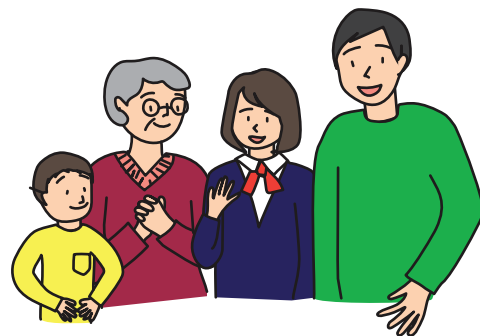
無料

若い人の意見を
取り入れてみたい

住民が参加したくなる
イベントを企画したい

回覧板をスマホで
見れるといいな

気軽に多世代が交流
できる場を作りたい



様々な希望や疑問に応じたアドバイザーを派遣します！

ステップ1

事前ヒアリングを行い、
自治会のニーズに合った
アドバイザーを選定します。

ステップ2

ご希望の日時・場所へ
アドバイザーがお伺いします。
(上限3回・土日可)

ステップ3

課題に応じた丁寧なアドバイスにより、
活動の魅力アップ・
効率化につながります。

ステップ4

新たなチャレンジを応援！
「イベント実施サポート」が
活用できます。 ※裏面参照



1 申込

2 事前の
ヒアリング3 アドバイザー
の選定4 アドバイザーによる
サポート5 ご希望に応じて
「イベント実施サポート」が
活用できます!

支援実績

CASE1 茅ヶ崎東町内会

(幅広い世代の関わりを増やすための
情報発信のデジタル化)

役員の高齢化や回覧板中心の運営により、若い世代へ魅力が伝わりにくい課題がありました。アドバイザーがツール選定から立上げまで支援し、LINE 公式アカウントを導入。イベント実施サポートを活用し、じゃがいも植えイベントを通じて登録と周知につなげました。



感想
コメント

イベントの楽しさを動画や写真ですぐに共有できるのはワクワクします！デジタルを活用しつつ、自分たちの負担も減らして楽しく続けたいです。

CASE2 渋沢連合自治会

(デジタルを活用した広報強化と地域活性化)

既存ホームページでは情報が届きにくい課題を踏まえ、導入済みの LINE 公式アカウントについて、アドバイザーの助言を受け活用方法や発信内容を整理しました。連合自治会でモデルケースを作ることで、各自治会町内会の取組のきっかけとなることを期待しています。



感想
コメント

スピード感を持って取り組まなければ役員が減り続けてしまうという危機感がありました。まずは「便利になった」という成功体験を積み重ねていきたいですね。

「イベント実施サポート」とは

アドバイザー派遣を通じて「実際にやってみたい!」と思ったイベントや取組に対して、・専門スタッフのサポート (1回) または、・支援金 (上限 3 万円) のどちらかのサポートを活用できます。※アドバイザー派遣の利用が必須です。

● 申込方法

電子申請システムでの申請、または、別紙の「都筑区アドバイザー派遣申込書」に必要事項を記入し、Eメールか FAX でお申し込みください。

電子申請システム

右の2次元コードからアクセスしてください

Eメール

tz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-948-2239



※6月30日(火)までは当事業を初めて利用する自治会町内会を優先します。

※申込内容及びアドバイザーとの調整結果によっては、ご希望に添えない可能性がありますのでご了承ください。また法律相談や活動の業務代行となる派遣は行いません。

問い合わせ先：都筑区地域振興課地域力推進担当 電話：045-948-2474 FAX：045-948-2239

令和8年度 都筑スタイル+ アドバイザー派遣申込書

地区連合名 自治会町内会名		
会長名		
担当者 連絡先	氏名	
	電話番号	
	Eメール	
地域で検討したい・ 検討している内容※	検討したい内容について記入してください。	
派遣の希望時期	6月以降の日程で、希望日程がある場合は記入してください。	
アドバイザーに 期待すること	アドバイザーに期待すること(役割等)について記入してください。	
備考	その他、説明事項等があれば記入してください。	

※次に該当する活動や内容は支援対象外とします。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける活動
- (2) 政治活動や宗教活動を目的とした活動
- (3) 特定の事業者等に要望を行う活動又は特定の事業等に反対を掲げる活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) 法律相談等や活動の業務代行となる内容
- (6) その他、本事業による支援が妥当ではないと認められる内容

【留意点】

- ・申込内容及びアドバイザーとの調整結果によっては、ご希望に添えない可能性があります。
- ・アドバイスの実施場所は、原則、各自治会町内会でご手配いただきます。また、ワークに必要な物品等を各自治会町内会でご用意いただく場合があります。

【提出先】

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央 32-1
 都筑区地域振興課 地域力推進担当
 Email: tz-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp
 FAX : 045-948-2239

「暗がり」エリアへの防犯灯の設置について【協力依頼】

1 趣旨

本市では、自治会町内会の皆様にご協力をいただきながら、防犯灯の設置を進めております。

8年度からは、市が設置している防犯灯の位置情報をもとに、住宅地において「暗がり」の可能性がある場所（周囲25m以内に市の防犯灯がない場所）をマップでお示しし、**防犯灯の設置場所の候補情報**としてご活用いただくこととしました。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】対象となる単位会長あてに申請用紙及びマップを送付します。定例会等で情報提供の上、申請をご検討ください。

3 マップを活用した申請について

(1) マップ（➡(5)参照）では、「紫色の円」の場所が、「暗がり」の可能性のある場所となります。

防犯灯の設置申請にあたっては、この「**紫色の円**」の場所を中心に**現地の状況や電柱番号をご確認**いただき、設置場所としてご検討願います。なお、設置を見送る場合は、可能な範囲で構いませんのでその理由もお知らせください。

【現地確認ポイント】

- ✓ 既に照明器具が設置されているなど、市の防犯灯を設置しなくても灯りが確保されている場合は、設置候補から外してください。
- ✓ 設置場所が私有地（私道含む）となる場合は、「土地使用承諾書兼誓約書」が必要となります。
- ✓ 設置場所が行き止まり等となる場合は、その先に5軒以上の住宅があることを目安として設置をご検討ください（より多くの方が利用する場所に防犯灯を設置するため）。

(2) マップの「**紫色の円**」以外の場所についても、実際に暗がりが生じているなど、**地域の防犯対策上、防犯灯が必要**と考えられる場所については、**従来どおり申請可能**です。

(3) 設置申請された場所に**電柱がない場合は、新たに鋼管ポールを設置**する必要があります。鋼管ポールの設置には様々な制約があるため、**現地の状況によっては設置できない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。



(4) 申請期限：**令和8年7月14日（火）まで**

※自治会ポータルにて申請いただくか、各区地域振興課まで申請用紙をご提出ください。(1)で設置する場合は、電柱番号が記入済の同封の申請用紙をご利用ください。

※紫色の円の場所への設置を見送る場合は、期限後でも構いませんので
可能な範囲で同封の理由書を下記提出先までご提出ください。

(5) マップの見方



- 青い線：単位町内会の区域です
- 赤い点：既に設置されている市の防犯灯です。
- 紫色の円：住宅地内で「周囲 25m以内に市の防犯灯がない場所」です。
(令和6年9月時点のデータをもとに表示)

【提出先】都筑区地域振興課

電話：045-948-2231 Fax:045-948-2239

電子メール：tz-kurenkai@city.yokohama.lg.jp

市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.jp

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシを作成しましたので、配付します。

※蛍光灯の製造・輸出入は令和9年末までに段階的に廃止されます。まだ LED 照明への切り替えをされていない自治会町内会館におかれましては、ぜひ、補助金を活用いただき、LED 照明への切り替えを御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

3 チラシについて

チラシ1 「令和8年度も自治会町内会館の脱炭素化を応援します！」

チラシ2 「令和9年末までに一般照明用の蛍光灯製造・輸出入が終了します」

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和8年4月1日（水）～10月30日（金）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※ ¹	2 / 3	60 万円
省エネエアコン		130 万円
断熱窓など		200 万円 ※ ²
太陽光発電設備 蓄電池		

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※¹ 電球形LEDランプのみの交換も対象

※² 蓄電池は太陽光発電設備との併用に限り
(補助上限額は、合算での上限額)。

詳細は、市 Web ページ掲載の「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。申請様式についてもダウンロードが可能です。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 Web ページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電 話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 大内（康）、戸田

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734



横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

令和8年度も 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率 **2/3**

対象製品 LED照明器具

蛍光灯は令和9年末で製造廃止予定のため、今後品薄となることが予想されます。今のうちに LED への交換をご検討ください。

補助上限額 **60万円**

省エネ性能 ★★★★★ 4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品

電球形 LED ランプのみの交換も対象 (トップランナー基準達成製品)

対象製品 エアコン

補助上限額 **130万円**

家庭用 **省エネ性能** ★★★★★ 2.4

統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上

業務用 トップランナー基準達成製品

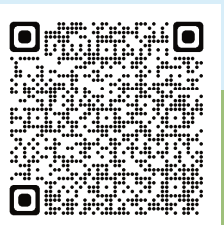
対象製品 断熱窓など

断熱窓 太陽光発電設備 蓄電池

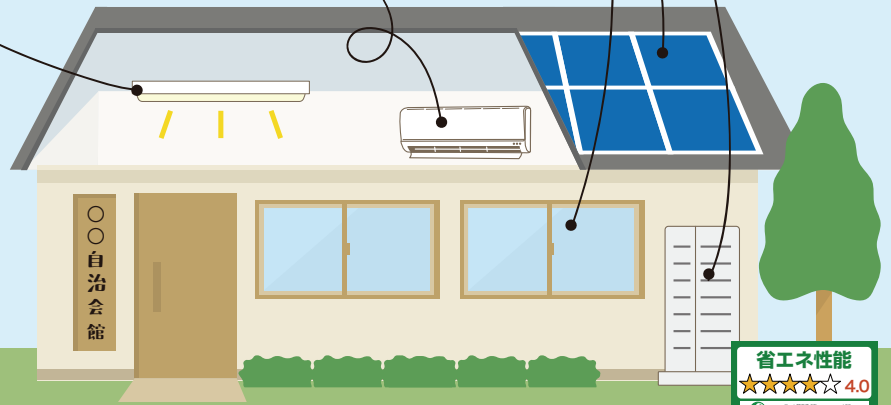
補助上限額 合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。
※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等の詳細は「**募集案内**」をご確認ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したものの、星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **8年10月30日** 金 まで

令和8年12月25日までの整備完了報告が対象

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

導入効果

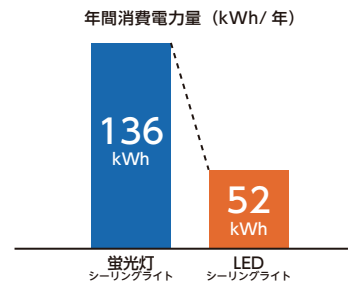
LED 照明器具

年間 CO₂排出量 1台あたり

約**38kg**削減！

年間電気代

約**2,600円**おトク！



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円 / kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

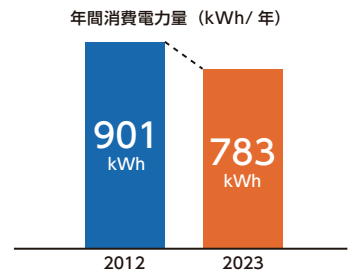
エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり

約**53kg**削減！

年間電気代

約**3,700円**おトク！



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円 / kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）

年間 CO₂排出量

約**340kg**削減！

年間電気代

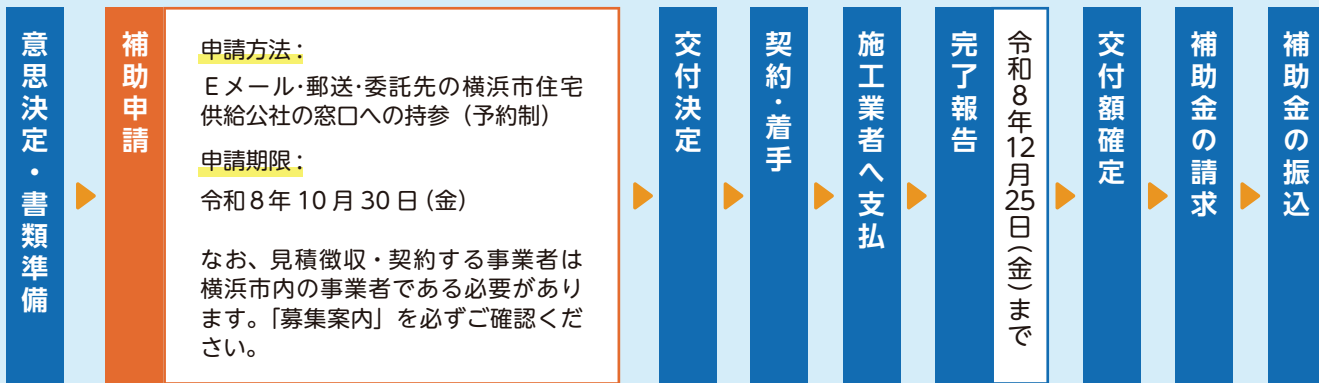
約**23,600円**おトク！



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※全体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円 / kWh（税込）を乗じて算出
※電力の CO₂排出係数は 0.45kg-CO₂/kWh で算出
※戸建て、窓 10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください
※ご来社の際は、事前にご予約ください。

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

令和8年4月1日より申請受付中

ご存じですか？

令和9年末までに

一般照明用の **蛍光灯** 製造・輸出入が

終了 します

LED照明への切り替えは

圧倒的な省エネ・電気代削減につながります



令和8年度

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金

をご検討ください！

市内の自治会町内会館にLED照明器具や省エネエアコン等を

設置する場合に **$\frac{2}{3}$ 補助** があります

補助の概要は、同封のリーフレットをご覧ください

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

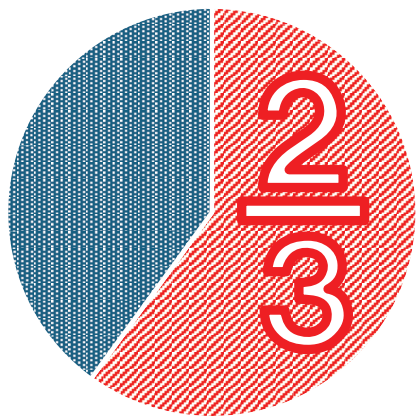
補助制度に関するお問合せ（事務委託先）

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740

Eメール：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp





30万円なら20万円補助！

補助金

申請までの3ステップ

1 施工案作成



対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼

2 会の意思決定



自治会町内会としての意思決定（総会・定例会等での確認）

3 申請準備

申請に必要な書類等の作成



詳細はこちら

横浜市 会館脱炭素



まずはお電話ください！

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

☎ 045-451-7740